

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年12月23日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 勲
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史
議員 大和田和男 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 総務部長 玉川 一雄
総務課長 篠原 広明 総務課長補佐 川勾 貴弘
保健福祉部長 生田目奈若子 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 坂本 武志 産業部長 大内 正輝
農政課長 石井 宇史 農政課長補佐 宇佐美智也

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
 - ・議案等の追加について
 - ・令和8年第1回定例会会期日程（案）について…委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
 - ・議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例…執行部より説明あり
- (3) 那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）について
…執行部より説明あり
- (4) 那珂農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）（案）について

- …執行部より説明あり
- (5) 第2期那珂市アグリビジネス戦略(案)の策定について
 - …執行部より説明あり
- (6) 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について
 - …提出者の原田議員より説明あり
- (7) 議員派遣について
 - …横手市 鈴木議員、渡邊議員、富山議員、花島議員、君嶋議員、遠藤議員に決定
 - …台南市 寺門勲議員、大和田議員、富山議員、花島議員、萩谷議員、君嶋議員に決定
 - …議員研修 原田議員、寺門勲議員、大和田議員に決定
- (8) 委員長報告
 - ・教育厚生常任委員会
 - ・原子力安全対策常任委員会
 - …教育厚生常任委員会の茨城県への意見書提出は取下げ、それ以外は委員長報告のとおりとする
- (9) その他
 - ・議会費補正予算について
 - …事務局から説明

議事の経過概要(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

本定例会も明日1日となりました。議員の皆様には、師走の中大変お忙しいと思いますが、体調管理には十分注意していただきますようよろしくお願いいたします。また、今日は全員協議会、結構案件がございますので、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

大分寒さが身にしみる季節になってまいりました。インフルエンザ等も市内でも発生しております。どうぞ体調管理十分に注意をされまして、年末年始、健やかに過ごしいただけるように、執行部も気をつけてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先週19日でございますが、本市に営業所を置く茨城第一交通株式会社及び丸金タクシー有限会社と、道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関する協定を締結いたしました。この協定締結により、日常業務の中で市内をくまなく走行しているタクシー会社から道路損傷箇所等を発見した際、情報の提供をいただけることとなりました。市内道路の維持管理、または事故の未然防止において大変心強いことであると認識をいたしております。議会の皆様からも、よく道路損傷による市の公用車の損傷とかいろいろなご意見、ご指摘をいただきましたので、引き続き職員による定期的な巡回と併せて本市の安心で安全な道路環境の確保に努めてまいります。

それでは、本日の全員協議会でございますが、追加案件として、那珂市特別職員の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、報告として、那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）を含む3件について担当よりご説明をさせていただきます。協議のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和8年第1回定例会会期日程（案）についてであります。執行部から議案1件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定をいたしました。令和8年第1回定例会の会期日程（案）は、ただいまタブレットに表示されてありますとおり決定をいたしました。

続きまして、発言の取消し、訂正についてになります。寺門厚議員から、12月9日の本会議の一般質問での発言について、発言の一部取消し、訂正の申出書が議長に提出されました。明日の本会議で発言の取消しを日程に追加することに決定をいたしました。

なお、資料も一部を取消しとなります。

続きまして、那珂市議会会議規則の一部を改正する規則になります。前回の全員協議会において、議会広報委員会の目的に関する文言についてご意見をいただき、その後、広報編集委員会及び議会運営委員会で改めて協議を行いました。その結果、目的の中の「議会のデジタル化推進に関する協議調整を行う」という文言については修正をしないことといたしました。判断理由として、議会のデジタル化を円滑に進めるためには、情報発信、広報媒体の整備、ICT機器の操作研修などを一体的に検討することが効果的であり、議会として迅速かつ統一した対応が可能となることから、これらの機能を担う議会広報委員会がデジタル化に関する協議調整を行うことは合理的であるとの判断です。

なお、デジタル化の中でも議会運営や議会改革に関わる制度改正や新たなルール整備については、これまでどおり議会運営委員会が担当する部分であり、変更はございません。議会広報委員会が行う協議調整は、あくまで最終的な意思決定機関、議会運営委員会等に対する諮問的、調整的な役割を意図するものとなります。

この那珂市議会会議規則の一部を改正する規則を明日、本会議に上程する予定となります。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時07分）

議長 再開します。

議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第83号をお願いいたします。

議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

令和7年8月の人事院勧告及び国の取扱いに倣うとともに県内市町村との均衡を図るた

め、特別職の賞与について、本条例の一部を改正するものです。改正概要としましては、特別職の賞与支給月数を0.1月増するものでございます。

この条例の改正につきましては、人事院勧告に伴う一般職等の条例改正について、今定例会初日に議決をいただきましたが、この時点では特別職に係る改正法案が示されておらず、それが示され次第、対応する旨、ご説明をしていたところでございます。その後、12月16日に国の特別職給与法の改正法が可決成立したため、このたび条例改正をするものでございます。

次の2ページからが改正文、3ページと4ページに新旧対照表がありまして、5ページの改正条例の概要でご説明いたします。

2段目の本則第1条関係では、改正条文、第4条としまして、期末手当について、令和7年12月支給の期末手当を0.1月増月するものでございます。

その下の本則第2条関係では、改正条文、第4条関係としまして、期末手当について、第1条で改正した支給月数を年間で均等に配分し直すものでございます。

なお、改正後の期末手当の支給月数は年間で3.5月となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時となっておりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時11分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）について執行部より説明願います。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか2名が出席をしております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）についてをご覧ください。

1、計画策定の経緯になります。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含め幅広い感染症による危機に対応できるよう、国並びに県の新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定されております。これに伴いまして、那珂市におきましても、那珂市新型インフ

ルエンザ等対策行動計画を全面改定するものです。

新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するに当たりまして、国のほうから市町村行動計画改定のスケジュールと策定の手引が示されておりますので、そちらに基づきまして、今年度、改定作業を進めてまいりました。

2、計画の概要になります。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、対策の2つの主な目的であります感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生活及び健康を保護する、市民生活及び経済に及ぼす影響が最少になるようにする。このことを達成するために、対策の項目が7つあります。そちらを準備期、初動期、対応期に分けて定めております。

次のページに新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要のほうをつけております。そちらで計画の説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧ください。

計画の趣旨になります。

2つ目の丸です。

危機管理に際しましては、国が策定する基本的対処方針を基に県行動計画における様々な対策と連携・協力をしまして、市の対策を行っていくこととなりますので、令和7年3月に改定されました県行動計画と整合性を図ったものとなっております。

今回の計画改定の目的、趣旨になります。

今回の新型インフルエンザ等対策政府行動計画は、さきの新型コロナにおける感染症対応の経験を踏まえまして、明らかになった課題への対応と新型インフルエンザ、新型コロナ感染症以外も含めた幅広い感染症への対策、平時からの備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対応を実施すること、そちらのほうを目的として改定されております。

政府行動計画のほうは、令和6年7月に全面改定をされておまして、これに伴いまして、県の行動計画が令和7年3月に全面改定されております。改定概要は記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、改定計画の全体構成になります。

第1に、はじめに、第2に、総論としまして、対策の基本方針のほうを入れております。第3としまして、ここは各論として、各対策項目の考え方及び取組としております。対策項目につきましては、そちらに載せました主に市が実施する7項目としております。

次のページをお願いいたします。

計画の変更点です。こちらのほうは全体構成の変更点を主に2つの視点でまとめております。

これまででは、発生段階を5つに分けて発生段階ごとに対策項目を整理しておりましたが、新計画におきましては、発生段階に応じて取るべき対策の視点で、1、準備期、2、初動期、3、対応期、そちらの3つに分けまして、国・県の取り組むべき項目のうち、市

のほうで実施します7つの項目を段階ごとに分けて取組のほうを整理しております。

次に、各対策項目の取組になります。計画の中に記載をしております7つの対策項目の考え方と取組について抜粋をまとめてあります。

1、実施体制では、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を確保するために、指揮命令系統の構築、組織体制の準備、縮小可能な業務等の整理を行うこととしております。米印のところは各対策項目の取組内容の抜粋となっております。

2、情報提供・共有、リスクコミュニケーション。

こちらでは、市民が可能な限り根拠に基づきまして適正な行動が取れるよう、平時から感染症対策について分かりやすい情報提供、共有を行うこととしております。偏見や差別、偽情報、誤情報についてもできる限りリスクのその情報と、その見方の共有のほうを行ってまいりたいと思っております。

3、まん延防止では、新型インフルエンザ等の発生時に感染拡大のスピードやピークを少しでも抑えられるよう、蔓延防止策について、市民や事業者の理解と協力を促し、社会的影響の緩和を図ることとしております。

4、ワクチンでは、国や県の方針を踏まえまして、接種を希望する市民が迅速にワクチンを接種できるよう、接種体制を整えてまいります。また、接種後の症状やリスク等についても適切な情報収集提供を行うこととしております。

5、保健につきましては、平時から感染症に関する情報を収集し、市民と共有することで日常にある感染症の状況や対策への理解を深める。また、県との情報提供・共有の体制のほうを構築しまして、健康観察など有事の円滑な対応につなげることとしております。この項目の内容は、2の情報提供・共有、リスクコミュニケーションの内容と重なる部分も多くあります。

6、物資につきましては、感染症対策物資の不足によりまして、市民の生命や健康への影響が生じることがないように、備蓄など必要な感染症対策物資等の確保を行うこととしております。

7、市民の生活及び地域経済安定の確保では、新型インフルエンザ等感染症の発生に備えまして、平時から必要な準備を進める。事業者や市民に対して適切な情報提供、助言等を行いながら事業継続や感染防止のための取組を推進することとしております。

次ページ以降が、那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）となっておりますので、ご参照いただければと思っております。

資料1ページのほうにお戻りいただければと思います。

今後の予定になります。

令和8年1月9日から2月5日の期間におきまして、パブリックコメントのほうを実施を予定しております。その後、3月には市行動計画の改定、公表という流れで考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

原田議員 この取組2のところなんですけれども、情報提供・共有、リスクコミュニケーションのところ、これは3ページですかね。各対策項目の取組2のところ、誤情報とかそういったところの何ておっしゃったんですって。

健康推進課長 差別や偏見と偽情報とか誤情報がこういったときには流れることがありますので、そういった情報が正しいものかどうか、そういったものに惑わされないようにというあたりの周知のほうを平常時のときから行っていきたいと思っております。

原田議員 その偽情報、誤情報の見極めというのはどういうふうにされるのかなというのを伺いたいです。

健康推進課長 一応、市のほうで直接的に市から情報を発信する場合には、国ですとか県ですとか、感染症の情報を分析されたものを基にいろいろな情報が来ておりますので、そういったものと違うものが出た場合、市民からのお問合せ等に対して対応していきたいと思っております。

原田議員 分かりました。

国の情報に沿ってのということかと思うんですけれども、国の情報が間違っている場合もあるということも思いますので、その辺、なかなか難しいところですね。慎重に見極めをしていただきたいなというところであります。

以上です。

遠藤議員 2ページ目で最初の項目なんですけど、この改定の目的で、そもそも国・県からということ、それを受けて市という計画策定でいいと思いますが、やっぱりちょっと大いにまず最初気になるのは、この新型コロナ対応で明らかになった課題への対応ということになるんですが、国なんかは、この明らかになった課題というのはどういうふうに整理しているんでしょう。

健康推進課長 国のほうでは、インフルエンザの対策推進会議というものが国の組織としてありますので、そういったところで、平時からの備えが不十分であったということと、そのときそのときの状況の変化への柔軟な対応とか迅速な対応がなかなか難しかったのではないかと。感染症が明らかにはっきりしていないものなので、そういったところの対応が難しかった、遅くなってしまったというか、そのときの状況に合っていたのかどうかというところが反省されたところなんだと思います。

もう一つは、分かりやすい情報の発信が不足していたのではないかと、そういったあたりが大きく3つの課題として計画のほうには示されております。

以上です。

遠藤議員 これはね、市でできること、県がやること、これはあるので。ただ、やっぱり非常

時には、日頃からの課題がまさしく浮き彫りになったというふうに思うんですよね。そもそもが医療従事者の不足、医療資源の不足。それがもう非常時にはやっぱりもうどうしようもないというような状況になったと思うんで。あのときによくアメリカのCDC、いわゆる疾病予防管理センター、ああいったものが組織として日本にはないんです。だから、みんなそれぞれの今の社会資源でやるしかないというところがすごい後手後手になった部分があるかなと思うので、本来はそういう疾病対策、管理部分は、非常時じゃないときに仕組みをつくる必要があるだろうという議論を結構やっていた覚えがありまして、コロナ対応で明らかになった課題は、今、平時に、またいつ何どきああいうパンデミックが起こらないとも限らないので、そこらというのは、やっぱり国も県も市も議論をちょっとして行ってほしいなという思いがずっとあるので、明らかになった課題というのは何か。これを大枠としてもう少し議論をしっかりといただいた上で、まず今回はインフルの対策の行動計画であります。そういったところというのを仕組み、組織づくりを大枠で捉えていただければありがたいな。そういったものがこの中にどれぐらい入り込んでいるのかなと思ったもんですから、そこらというのはどうなんでしょう。計画の作り方としてね、市が大枠としてそういったものがどういうふうに関われるかというのは分からないんですけれども、そこらというのをどういうふうにお考えになられますかね。

健康推進課長 新型コロナウイルス感染症のときに、やはり今、議員がおっしゃられたとおり、医療体制、そちらのところはかなり従事者のほうも大変でしたし、感染した市民の皆様も、どこに行けばいいんだ、どこで検査してもらえるんだ、いろいろな課題が出たと思います。医療体制の調整、構築につきましては、市ではなくて、直接的にするのは国及び県、県が中心になって、そういった医療圏ですとか感染症が出たときにどこの病院で検査をし、どこで入院を受ける。そもそもが平時からそういった協定を結んで、もうそういったところは決まっております。そういった中で、それ以外の一般の医療機関でどれだけ診療をしていただけるようになっていくのかとか、そういったところは今まさに県のほうでも調整をされて、いろいろなところを調整しようとしているところだと思っておりますので、そのあたりの県の動きのほうは、市としては直接的に入る会議ではないんですが、オブザーバーで参加する会議ですとか、そういったところで情報を集めていきたいなと思っております。または、保健所との会議等もありますので、そういった中で関係する保健所の所長等にアドバイスをいただきながら、どういうふうを考えて、県がどういうふうに進めていて、市としてもどういうふうを考えていくべきかというあたりはアドバイスをいただきながら考えていきたいと思っております。

以上です。

遠藤議員 分かりました。

ぜひ、県中心にはなりますが、やっぱり県は大枠、スキームをつくるのであって、地域

で市民がかかるとは地域の病院なんです。そういった意味では、地域の医療資源を市が、行政がどれだけ把握しているかもやっぱり大きいので、医師会なんかとも連携を取っていただいて、あのときも地域外来検査センターをつくるマニュアルすらなくて、どうやってつくるかって一から始まったんで、そこらもぜひね、地域の医療機関なんかともさらなる連携、推進もお願いしたいと思います。答弁は結構です。

原田議員 すみません、3ページ目の4番のワクチンのところに健康被害救済などというふうに書いてあるかと思うんですけれども、これ多分、健康被害救済制度のことだと思うんですけれども、やっぱりこの健康被害救済制度というのは、多くの方にあまりまだ知られていないというところもあり、かつ手続が非常に煩雑で、手続途中で諦めてやめてしまう方もいらっしゃるような形だと思うんですけれども、こちらの新型コロナワクチンの際には、新型コロナワクチンによる健康被害で死亡認定が1,000人以上出ているというのが今、厚生労働省のホームページにも載っている情報かと思います。

こういった厚生労働省の情報ですので、新型コロナワクチンの健康被害で死亡認定1,000人以上出ているということも周知した上で、さらにこの健康被害救済制度というものがありますよということなんかも市民の方には広く周知して、手続が非常に煩雑だと思いますので、その辺のサポートもしていただきたいというふうに思います。これは答弁はなしで、要望です。

以上です。

花島議員 2点ほど意見等を言いたいと思います。

まず、情報なんですけど、ここに書いてあるのはごもっともなことなんです、いいと思いますが、問題は何を正しい情報とするかなんですよね。例えば薬害エイズ問題とか、それから近くでは新型コロナ問題もね、データとして出したものにうそはないんだけど、それを読む、読み方によっては簡単に間違える。よく言い方で誤導と言うんですけれどもね。誤った導きを意図したデータが厚生労働省から出されることが多いんですよ。それをよく見て市民に伝えていただきたいと思います。行政というのは、ともすると自分がやりたい方向に市民を誘導するような情報だけを伝えようとするところがあるので、那珂市がそれに巻き込まれてはいけないと私は思っています。よろしくお願いします。

それから、ここに書いてあることは、個々には立派なことだと思うんですが、問題は那珂市で実施する部分についてコストがかかりますよね。つまり人員と予算が必要です。その辺をどのようにお考えでしょうか。あるいはこれからということであれば、その辺の答えをいただければと思います。

健康推進課長 人員につきましては、全職員の体制の中で協力してやっていく部分が主になります。あとは、その感染が、うちの市役所だけが感染で職員がほとんど来られないとかということはある得ないんだとは思いますが、そのあたりは県との協力によりまして、市としての人員がどうしても足りない、そういったときには県のほうと相談させてい

ただいたり、近隣というか自治体間でのそういった協力に基づいてお互いに協力し合うという方向ではあります。

ただ、現実問題、実際そのときにどうなっていくかということは具体的なところまではまだ書き込まれているものではないので、考えていかなきゃいけないことなのかなとは考えております。

予算につきましては、新型コロナのときもそうでしたけれども、国の臨時交付金のほうが、ある程度、国の施策として、経済対策もそうですし、医療への対策にもそうですが、ある程度、国のほうの交付金を充てながら実施をしてきたというのがコロナのときだったと思っております。今後につきましても、ある程度、国のほうでの示しを受けつつ、市の財政部門のほうの考え方もあると思いますけれども、そういったところに対応していくものだと考えております。

以上です。

花島議員 私が心配しているのは、事が起きた場合は、オフィシャルでもいいと思うんですよ、いかどうか本当は分からないですけどもね。市が緊急の支出をするということも含めてですが。ただね、この計画でいうと、事前の準備というのが必要だったというのがかつての新型コロナの反省だということであれば、やはりふだんの業務以外に何が必要かというのはよく考えて、必要なものは予算要求なり人員要求をしていただきたいと思います。考えに入れておいてください。

以上です。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

議長 再開します。

続きまして、那珂農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）（案）について、執行部より説明願います。

農政課長 農政課長の石井です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料、那珂農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）（案）についてをご覧ください。

1ページになります。

まず、1の概要ですが、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に

基づき、おおむね10年先を見据えて農業の振興が必要と認められる地域について、農業の健全な発展を図ることを目的に定めた計画で、基礎調査の結果や経済事情の変動等により必要が生じたときに見直すこととされております。

本年2月の全員協議会において、今回の総合見直しの基本方針を説明させていただき、その基本方針に基づき、編入除外候補地の確認や基礎資料（案）、整備計画書（案）を作成しました。その後、農政審議会への諮問を経たことから、このたび変更案を報告するものでございます。

現行の整備計画書は、もともと那珂町と瓜連町それぞれにあった計画書を市町村合併を機に1冊の計画書としてまとめておりましたが、内容については、那珂町と瓜連町のそれぞれで運用しておりました。今回の総合見直しにおいて両方を一つにまとめ、那珂市として運用していくように整えております。また、内容につきましては、農林業センサス等の各種調査や計画等を基に更新しております。

次に、（1）実施内容になります。

次ページ、2ページをご覧ください。

資料1、那珂農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料（案）になります。

こちらは、総合見直しをするに当たり、農振法第12条の2に基づき基礎調査を行い、内容をまとめたものになります。

5ページをご覧ください。

第1、地域の概況では、那珂市の立地条件や人口及び産業・経済の動向及び見直し、地域の開発構想、各種農業振興計画の概要などを記載しております。

8ページをご覧ください。

第2、農業生産の現況及び見直しでは、重点作物の概要や農業生産の動向について作目ごとに記載しております。

10ページをご覧ください。

第3、土地利用の現況及び見直しでは、農業振興地域の土地利用の動向や森林の混牧林地としての利用可能性について記載しております。

11ページをご覧ください。

第4、生産基盤の現況及び見直しでは、農地の整備率や農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況を記載しております。

14ページをご覧ください。

第5、農用地等の保全及び利用の現況及び見直しでは、農家戸数の動向や耕地の拡張及び改廃、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況、農用地利用集積の現況、権利移動の動向、農作業の受委託及び共同化、耕地利用率、裏作導入等の現状、農用地に関する規模拡大と希望戸数及び面積を記載しております。

19ページをご覧ください。

第6、農業近代化施設整備の現況及び見通しでは、農業近代化施設整備事業の実施状況について記載しております。

22ページをご覧ください。

第7、農業就業者育成確保の現況及び見通しでは、新規就農者の動向及び見通しを記載しております。

23ページをご覧ください。

第8、就業機会の現況及び見通しでは、農業従事者の就業の動向や農業従事者に対する就業相談活動の現況を記載しております。

25ページをご覧ください。

第9、農村生活環境の現況及び見通しでは、農村生活環境整備事業等の実施状況や整備の問題解決に向けた施策について記載しております。

27ページをご覧ください。

第10、森林の整備、その他林業の振興と関連に関する現況では、林業の概況や林業の振興に関する諸計画の概要、森林整備の基本方針について記載しております。

30ページをご覧ください。

農業・農村の振興及び整備のための振興体制図等を記載しております。

これらの基礎調査を基に、今回、農用地からの編入除外の候補筆の洗い出しを行いました。

32ページをご覧ください。

資料2になります。

こちらは、総合見直しにおいて編入除外する面積をまとめた集計表となります。

なお、編入する基準といたしましては、10ヘクタール以上の集団的な農用地や土地改良事業、またはこれに準ずる事業の施行に関わる区域内にある土地であることとなっております。また、除外する基準といたしましては、随時除外では6要件が判断の基準となりますが、総合見直しにおいては、個別の案件ではございませんので、公共性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地であることや農地の広がりや10ヘクタール未満の農地、登記地目、または現況地目が農地以外の土地、地形等の条件により一体利用が困難な小規模農地、農業委員会で非農地判定された農地を除外しております。

この資料2の1、編入すべき農地をご覧くださいと、①土地改良事業区域内の農地で6.6ヘクタール、②集団的に存在する農用地として0.3ヘクタール、合計約7ヘクタールの編入を見込んでおります。

2、除外すべき農地では、①公共性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地として、道路用地や河川・水路用地、鉄塔用地、道の駅用地などの利用を理由に、併せて11.7ヘクタール、②農地の広がりや10ヘクタール未満農地として、周辺農地

とのつながりのない農地を合計13.4ヘクタール、③登記地目、または現況地目が農地以外の土地として登記地目が宅地等になっているものや今後、農業・公共投資の見込みのない山林原野等を合計3ヘクタール、④地形等の条件により一体的な利用が困難な小規模農地として、狭小地であり、周囲との一体的利用が困難な農地や集落に介在する農用地として0.4ヘクタール、農業委員会で非農地と判断された農地として、非農地判定済みの農地と判定見込みの農地を29ヘクタール、合計で約57.7ヘクタールの除外を見込んでおります。

3、用途区分変更については、採草放牧地、混牧林地ともに用途が変更となる必要はございませんので、合計はゼロとなっております。

33ページをご覧ください。

資料2で説明させていただいた編入除外候補筆を地図上に落とし込んだものがこちらの資料3で、新たな農用地区域分布を示しております。黄色に色のついたところが農地、黄緑色が採草放牧地、緑色が混牧林地となっております。今回の総合見直しにおいて、従来の設定方針から大幅な変更等はありませんので、ご覧のとおり分布図においても現状と大きな変更はございません。

34ページをご覧ください。

ここまで説明させていただいた内容を踏まえ、今後の農用地の利用方針や整備計画等についてまとめたものが資料4の農業振興地域整備計画書（案）となります。

主な変更点を説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

土地利用の方向の記載があり、基本的な考え方に変更はございませんが、表の上の段になりますが、優良農地の確保を原則としつつ、市全体の土地利用を考慮する際には、那珂市総合計画、那珂市都市計画マスタープランなどの各種計画と整合を図る旨、新たに記載いたしました。

続きまして、38ページになります。

イ、農用地区域の設定方針の（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針については、現在、原則として農用地区域として設定しない方針であるとなっております。本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において、農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定すると変更いたしました。これにより、農用地において農業用の倉庫や加工場等を設置する場合に、随時除外ではなく、農業用施設用地に用途変更することで、農振法における規制をクリアできるようになります。

では、40ページをご覧ください。

ここでは、各地区の用途区分の構想について記載しております。この記載について、

農政審議会からご意見がございました。

飛びますが、60ページをご覧ください。

資料5になります。11月19日に開催した農政審議会からの答申書になります。

計画書内の第1、農用地利用計画及び第2、農業生産基盤の整備開発計画について、基盤整備が完了しているという表現は、過去に実施された基盤整備が完了していることを意味してはいるものの、現在、新たに基盤整備等の取組を進めている地区と重なるなど、事業の進捗状況について誤解を生むことが懸念されるため、適切な表現に改めることとご意見がございましたので、各地区で同様に表現されている箇所を修正いたしました。

申し訳ございませんが、40ページにお戻りください。

この答申書を受けての具体的な修正箇所の1つといたしまして、ページ中ほどになりますが、(イ)額田地区のb、久慈川の流域に属し常陸太田市との境界に資する額田北郷の水田約16ヘクタールは、既に基盤整備が完了しており、団地性に富んでいるため、引き続き農地としての利用を進めるとの記載をしておりましたが、生産効率向上のためのほ場の大区画化を目指しながら、引き続き農地としての利用を進めるとの表現に変更しております。

では、続きまして42ページをご覧ください。

ページ中ほどになりますが、(カ)芳野地区のdでは、地域未来投資促進法による重点促進区域に認定された農地については、工業用地等への転用の可能性が存する旨、記載をいたしました。

44ページをご覧ください。

ここでは、農業生産基盤の整備開発について、地区ごとに記載しております。

48ページをご覧ください。

ここからは、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進として、効率的かつ安定的な農業経営の目標や経営の基本的指標について、営農類型ごとに記載しております。

では、50ページをご覧ください。

ページ中ほどになりますが、2、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策では、アグリビジネスネットワーク、フェルミエ那珂や農地組合法人那珂アグリスを新たに記載したほか、ブランド化の促進として、いい那珂そだちについても新たに記載いたしました。

54ページをご覧ください。

ページ後半になりますが、農業を担うべき者のための支援の活動として、令和3年設立の那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIについて、新たに記載をいたしました。

以上が整備計画書(案)についての主な変更点となります。

申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

3、今後のスケジュールになります。

1月に整備計画書変更（案）の公告をし、2月の縦覧を経て3月には県へ法定協議書を提出、計画変更の決定、完了の公告を予定しております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

大和田議員 ちょっと聞きたいんですけども、この整備計画が、2ページの上のほうなんですけれども、平成16年の那珂町と瓜連町時代から大分たってからの整備計画ということなんですけれども、これらは今後定期的に計画の変更とかそういったものはあるんですか。

農政課長 こちらの計画につきましては、随時というか、定期的な見直しというのは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

大和田議員 なるほど。先ほど芳野地区でも重点区域とかそういうお話もありましたし、また、何か都市計画道路の部分ですとか、そういった入っているところがあると思ったので、そういったところ、抜くぞというとき、また計画の変更を県に提出するという形になるんですか。

農政課長 その他の計画との整合性を図りながら、一応、まず10年後を見据えてということになりますので、その中でタイミングを見ながら、場合によっては抜くとかそういったところも計画等が上がってくれば考えていくということになるかと思えます。

以上でございます。

渡邊議員 同じような話で、37ページの部分なんですけれども、これの中段の部分で、「また」というところなんですけど、商工業においては、那珂市西部工業団地への企業立地が進み、国道349号バイパスの沿道型大型店舗の立地により雇用機会が拡大していると書かれているんです。確かに前回の計画が20年前なんで、20年間の動きの中ではあったのかなという想定はするんですが、この下段の部分、この次の部分か、「さらに」というところは、今後の展望まで書かれているんですよ。菅谷地区の、要は国道349バイパス沿いの沿道に店舗等が張りついてはいるんですけども、今後張りつく場所はないんですよ、もうね。それを考えると、雇用機会が拡大しているよというだけの言い回しだけでいいのかなというのがちょっと、ここが何となく納得できなかった部分なんです。

というのは、雇用機会が拡大していくんですか、これから。今後10年間を考えたときに。今後10年間を見据えた計画をこれつくっているんですよ。じゃないんですけど、ですよ。となると、今後10年間で拡大していくのかという、拡大はしてきたんですよ、過去の部分だったら分かるんですけども。今後のことを考えていくと、雇用機会の拡大というのは見込めないんじゃないのかなと思うんです。工業団地はもう立地は埋

まって、これ以上の拡大は見込めないでしょうし。菅谷地区に、その国道349号沿線についても、店舗を新たに立地する場所はないよ。それを見据えた上での計画にするべきじゃないのかなというふうに、ここのちょっと文言の部分が気になりましたので、意見として話させていただきました。考えをもらってもいいです。答弁をもらいます、できますか。

農政課長 一応ここは今後の計画というか、見据えてという部分はございますけれども、今までの経緯も踏まえた上でのところではございます。ですので、なかなかやっぱり基本的には農用地のこちら書き込みになっておりますので、なかなかここについて、こちらのサイドでの書き込みというのは難しいかなとは思いますが、ちょっと確認はさせていただきますと思います。

以上でございます。

遠藤議員 10年先を見据えての計画ということですが、ちょっとね、やっぱり32ページの除外する農地の農用地の部分で、トータルで57.7ヘクタールとなっていますけれども、これっていわゆる那珂市の農地の中でどれぐらいの規模なのかなという、ちょっと感覚が知りたくて、それが37ページの、全部でいうと、何ていうんでしょうね、これ。どう見ればいいんだろう。実数、現在は合計が8,771ヘクタールとなっていて、農用地はざっくり半分、54%になっていますが、これって森林、原野も1,439ヘクタール入っていて、ちょっと大枠を知りたいのは、その他、実数2,348ヘクタールで26.8%、その他が4分の1もあるんですが、これって農用地、あと施設用地、森林・原野以外に、これは何なんですか、その他というのは、すみません、多分あれか、農用地じゃない農地のことを言っているの、1種、2種、3種とか、それがその他ですか。

農政課長補佐 お答えいたします。

37ページの農業振興地域の区分の面積のところのその他についてのご質問かと思いますが、こちら、大変すみません、分かりづらくて恐縮です。農業振興地域というものが、いわゆる那珂市でいいますと市街化調整区域とほとんど同じような形になってございます。ですので、こちらにつきましては、いわゆる農用地、農用地区域以外の土地なので、宅地であったりとか雑種地であったりというような面積になっております。

また、先ほど遠藤議員のほうからご質問ありました、どのぐらいのボリュームなのかというところにつきましては、39ページの表をちょっと見ていただけたらと思うんですが、39ページの表につきましては、いわゆる農用地区域の区分別面積を言っておりますので、39ページの1番、計ですね。2,169ヘクタールがいわゆる農用地区域の分母というふうに考えていただきますと、除外すべき農地が57ヘクタールでしたので、規模感のほうに分かっていただけるかなというふうに思いました。

以上でございます。

遠藤議員 分かりました。全体の枠でいうとそうなんです。

つまり僕はちょっと知りたかったのは、今回の計画の中で農用地を除外している、農地じゃなくしていこうという部分が58ヘクタールぐらいあるわけですけども、実際、農用地の運用が現状として当初の目的に合っているかどうかことでして、当然、那珂市、メインの産業は農業ですから、しっかり頑張ってやっていただける農家の皆さんには頑張っていたきたいなと思っている一方、高齢化であったり、あとは耕作放棄地も結構あちこちあって、農用地ですら例外でもなくて、その中で、例えば農用地の真ん中にはさすがにないですが、本当に端っこに、これは本来はあってはいけないんですけども、資材置場とかね、あったり、場合によっては、お家を建てたりとかね、やっぱりそういう有効活用したいというご要望もあったりするわけですよ。でも、それが実態と合わない農用地という部分だけで全部駄目なんです、全部駄目なんですよ。

だから、それって果たしてどうなのかなという思いが結構ありまして、農用地というだけで全部駄目ですから、本当に。だから、それは何年かの見直しの除外という部分に期待をしている声がそれなりにあって、今回その除外という部分が出てきているから、結構、全体の中で除外されるのかなと思ったら、これ本当数%レベルというか、本当にごく僅かだというのが今分かりました。そこらってどこまで、このトータルの、当然農業振興のための計画であって、農地を利活用するための計画ですが、一方で、その現状を鑑みて、場合によってはこういう除外という部分をしながらほかのものに転用して利活用を図るという部分も場所場所によってあるんだろうと思っているんですが、そこらに関しては、現状をどれぐらい加味されるような今回は計画なのかなというのを、全体像を教えていただければ。

農政課長 そちらにつきましては、さきに説明させていただいたとおり、全体的な見直しとなりますので、今お話があった件というのは、個別な部分での対応は可能となっております。ですから、必ずしも農用地ですから駄目ということではなく、随時除外ということになるんですけども、そちらのほうでご相談いただき、あくまでまずは農用地を推進、農業推進ということで鑑みまして、それでもこういう転用が可能なのかどうかという判断をしながら除外をしていくという、これは可能ではありますので、その際にはご相談いただければと思います。ですので、今回に関しましては、よく縁辺部とこちらでは言っているんですけども、端っこのほうだから抜いちゃおうとか、そういったことではなく、一応、面で考えて、その後、必要があればご相談には応じますというようなことになっております。

以上でございます。

遠藤議員 課長のご答弁は分かります。そうなんだと思います。ただ、ご相談しております。ほぼ駄目です。縁辺部は駄目なんだよね。

ただね、面の計画だから、それは分かるんです、考えは分かる。ただ、やっぱり現状もね、こういうことあるんだ、これ結構、多々出てきます。今後さらに増えると思います

んで、そういう声もあるよというのはちゃんとお伝えだけはしておこうと思います。相談乗っても駄目です。ほぼ駄目ですよ。もう農用地駄目になっているから。それは現実をお伝えした上でね。それはそれで計画に、ちょっと少し頭の端に入れていただいて、トータルの土地の利活用という意味でお考え、時代変わっていますんでね、よろしくお願ひしたいと思います。

小宅議員 これ具体的な場所は既に決定されているということですよ。

農政課長 具体的には、1筆ごとの調査をしておりますので、決定しております。

小宅議員 そうすると33ページに落とし込めるんじゃないかなと思うんですけども、落とし込まれてはいないですよ、どこが除外するかというところ。

農政課長 33ページの図面のほうですけども、ここを除外するというのではなくて、もう除外をした図面のほうの表示となっております。

小宅議員 だから、ちょっと分からないんですよ。前はどうなっていて、今はどこを除外したのかが、この地図では分からないんですけども。落とし込んだものはありますか。

農政課長 図面といたしましては、今、現行の図面がございますので、それとの比較とはなりますけれども、比較すれば、ここが抜けているというのが分かるようになっております。

小宅議員 今分からないですよ。こう2つ並べてくれれば分かるかもしれないし、それか上に重ねておいてくれれば分かるかもしれないんですけども、これちょっと現状では、じゃ一体具体的にどこなのかなというのが分からない点が1つなので、それを資料いただけるとありがたいなという話です。

それから、下菅谷から市街地の中に農振が走っているんですけども、昔は、江戸時代の地図で見ても、上菅谷の宮の池のところからずーっと田んぼが面でいっていたんですよ。今ここだけ残っているんです、不自然に。ここは農振外したほうがいいんじゃないですかと私は思うんですけども、駄目ですか。

農政課長 こちらは、菅谷なんですけど、調整区域となっているところと、あと、過去に基盤整備も行っているというところなので、一応、今回のルール上では外せなかったという状況になります。

小宅議員 飯田押敷のところも基盤整備やっていますよね。やっているけれども、今回、道の駅できるんで除外していますよね。だから、基盤整備しちゃったからできないということではないと思うんですよ。なので、下菅谷停車場線とか、都市計画やっておきながら脇で田んぼが走っているというのは、ちょっと何か都市計画上いかがなものかなと思うんですよ。この堀ノ内のほうはいいですよ、ただ、せめて下菅谷のほうは除外すべきじゃないかなと私は思うんです。いや、本当に具体的な、うまく説明すると、要は市街地の線に沿っていくと、下菅谷のところは、市街地の外枠で切っていくと、当然そうなると思うんですよ。別に堀ノ内はいいと言っている意味じゃなくて、当然そうなると思うんですよ。下菅谷は、これは除外すべきじゃないかなと思います。いいです、堀ノ

内も除外してくれれば、もちろん。

議長 意見でいいですね。

大和田議員 そういうわけで、堀ノ内なんですけれども、まさに下停線が、計画道路、まだ通っていないんですけれども、寄居に抜ける道路が走っている部分ですとか、あとまた道の駅ができる、そうするとバードライン沿線ですとか、やっぱり市としても農振地区があると、整備をするのに非常に妨げに、妨げと言うとおかしいですけれども、非常にハードルが高くなるということで、市として、そういった周辺の開発というの、沿道の開発というのは考えて、こういった計画は考えられているのかを伺いたいです。

農政課長 さきにもご説明させていただいたとおり、いろいろなマスタープランですとか総合計画ですとか、そういったところとの整合性を取りながらということで、今回、道の駅ということなんですけれども、個別具体的な計画が出来上がってきたということで、その計画に沿って外すというふうな、外すというか除外というふうな手続を取らせていただきました。

ですので、今後やはり、今の下菅谷駅周辺の件に関しましても、そのような動きとか、そういったものを庁内全体で見ながら、機会を見て、外せるときには除外するというような形になるかと思えます。

大和田議員 10年間考えてという、機会は今だと本当に思うんですけれども、やっぱり先ほど渡邊議員からもあったように、バイパス沿線はもう埋まっちゃっていて、みんなこうどこか那珂市に企業が来たいとか、お店出したい、そういった本当、声があるのに、もう埋まっちゃっていてどこもできないという方が結構聞くんです。そうすると、やっぱりもったいないっておかしいですけれども、そういった農振を、お金もかからないことですから、そういったものを少し外しておいて、企業誘致とか、企業までいかなくても沿線整備をするべきだと思うんですが、それを農政課に聞くのはちょっとと思うんですけれども、どうでしょう。農振除外からするべきだと思うんですけれども。今だと思えます。

農政課長 なかなか厳しいところではあるんでございますけれども、一応やはりこちらのほうは農業振興という部分もございますので、まずは農業の振興というのを守りながら、また、重ねてになってしまって申し訳ないんですけれども、庁内のほうの計画と、そういったものと整合性を取りながら進めていければと思っております。

以上でございます。

大和田議員 どうですか、副市長、どう思いますか。市長でも結構です。

副市長 ありがとうございます。

基本は、今、課長が答えたとおりなんですけれども、今回、先ほど説明ありました計画書の37ページですか、一番最後のところに、総合計画、マスタープラン、各種計画との整合を図っていくというような言葉を入れさせていただきました。また、芳野地区につ

いては、インターチェンジ周辺をにらんで、未来投資促進法に認定された農地については転用の可能性を存するというような形で県のほうの調整が済みました。なかなか具体的な計画がないと、県のほうとしても農用地の計画の認定が取れません。そういう意味では、今、課長が言ったように、市として具体的な計画を盛り込めないと、特に農地の整備をしたところについては、なかなか解除というのは非常に難しいという現状がございます。そのためにはまず農用地区域を外すに当たっての市の計画の位置づけが必要だと思っています。

先ほど議員のほうから、お金もかからないしという話もありましたが、実は具体的に外すためには、この菅谷地区もバイパスのほうも基盤整備がすごい遅れております。雨水排水の設備もない、それから下水道の設備も入っていないというようなところで、なかなか農振だけを外しても、そこに企業が具体的に張りつけられるかということ、実は来れない状況になっています。そういったところも勘案しながら、今後の整備の在り方、当然、菅谷地区は各議員からおっしゃられたとおり、土地がなくなってきていますので、何らかの手だてを打たなければならないという認識は持っています。それに向けて、今すぐ答えが出るわけではありませんが、前向きには検討してまいりたいというふうに考えております。ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

大和田議員 前向きをお願いします。

君嶋議員 菅谷地区もそうですけれども、できれば国道118号、今4車線化されていますので、その周辺ですね、沿線についても、ぜひ今後、マスタープランということと併せてということですので、ぜひ検討はしていただければと思います。よろしくお願いします。

議長 要望でよろしいですね。

渡邊議員 私も要望になってしまうと思うんですけれども、先ほど執行部のほうからお話があったときに、一団の土地、優良な農地は外せないよという話です。この図面を見ると、ひげのように細いところがいっぱい残っているんですよ。これがやはり開発とか、マスタープランの中にもいろいろな計画があると思うんですけれども、その計画を遂行する上で支障になるようなひげの部分だと思うんです、分断をしていると思うんです、かえって、農振農用地が。要は、市がある程度のことを計画を持って、この土地の開発を進める、もしくはこの地区を何とかしようかとしたときに、農振農用地のこのひげの部分がその土地を分断するような結果になってしまっているんで、できれば、せめてひげの部分だけでも、一団ではなくて、細い線状の農振農用地のところぐらいは解消できるような計画を今後進めていただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。答えはいいです。

遠藤議員 すみません、1点、数字を教えてください。この農用地、確かに基盤整備をしてお金をつぎ込んでいるから、大事な農地なんですけど、この中で、分かればですけども、どれぐらい耕作していますか。農用地の中で100%ばりばり耕作していますというのが本

来はそうでしょうが、どれぐらい実際は耕作しているんだろうというのが今ちょっと疑問になりました。半分ぐらいしか耕作していないとか、そんなことありますか。

農政課長 申し訳ないですけども、そちらの数字のほうはつかんでおりません。また、先ほどの農政審議会からの答申にもあったということで、中身にちょっと関わるんですけども、以前、基盤整備をしたけれども、そういったところでもやらなくなってきているというところもあるということで、当然、議員おっしゃったとおり全てがやっているかと言われれば、そうではないなというのは、状況は理解しております。見た目としてのそういうところしか確認は取れていなくて申し訳ない、数字はちょっとつかんでいない状況です。

遠藤議員 分かりました。

ただ、農地パトロールやっているからね、把握は多分できるんだと思うの。だから、今までの経緯は別として、今後、那珂市の土地とか農地をどういうふうにご利用するかに当たってデータを取ってくださいと思うんですよ。農振は農振で大事だけれども、農用地大事だけれども、どれぐらい、今本当に耕作しているのと。それはやっぱり土地の使い方の問題だから、いや、これからどんどん、まだ一団の優良農地だからね、農業生産法人が借り受けてやるということもあり得ます。ただし、実際、実態はどうなのか。大事に大事にしているんだけれども、どれだけ耕作しているのか、それを把握してください、これからね。よろしくお願いします。

笹島議員 私もね、この那珂市、市街化区域だけじゃなく、調整区域でもいろいろ歩いているんですね、車で走っているんですよ、燃料をばらまき。それと、やっぱり地区によって耕作放棄地、たくさん見受けられます。それでそこに太陽光がもう多分、那珂市は結構多いほうだと思うんですよ。これ大体、調整区域だと坪2,000円くらいで売買されているみたいで、それでまたその次の会社に転売目的ということで、那珂市が非常に困っているということを聞きます。それからあと、大規模なところは今、ソバとか、ソバ畑です、これはよそから来て大規模にやっていますね。あと干し芋の芋。こういうふうにしていって、ちょっと分かれてきていると思うんですよ。ですから、そういうことをどのように描いていた、2つに分かれてくると思うんですけども、どのような方向に持っていきたいと思うんですか、これから先行き。

農政課長 今のお話ですと、あくまでこちら、やはり農業振興ということでございますので、たとえ入作というか、他市町村から来ても農地として利用していただくほうが、当然この計画としてはいいかなというような計画としております。ですので、そちらをなくして太陽光というお話が出ましたけれども、そのようなよりは、農地として利用していただくことを目標としておるところでございます。

笹島議員 現実的に、いろいろ私も農家のほうに行って聞くと、もう高齢化していて、今の代、トラクターとか農機具、これが壊ればもうおしまいにするという方が多いんですよ、

実際に。次の世代は育っていないんですよ。先ほど言っていたソバとか芋畑とかってよそから来ているんですよ。ソバなんか、那珂市はトップクラスですよ。常陸太田市とか金砂郷じゃないんですよ。ですから、もう全然変わってきているんですよ、この状態が。そういうことをご存じかどうかは知らないんですけども、太陽光も増えてきている、それからよそから来ている芋畑とソバ畑もという、こういう状態の中で、どういふうに農業振興を考えていらっしゃるのかなと思って、ちょっとお伺いできますか。

農政課長 繰り返しになりますが、まずは農業振興ということで、農地としての利用、活用していただきたと考えておりますし、また、今、地域計画ということで、地元で、こちらも先を見据えてという計画にはなりますが、どのような農地を活用していこうかというの、地元の方々とも協力してつくり上げております。その中でも、当然、他市町村から来たサツマイモですとかソバということも、それも考慮する場合もございます。ですので、結論としては、やはり農地としての利用ということを進めていきたいというような計画でございます。

以上でございます。

福田議員 各地域のことも出ましたね。これ全体的に、那珂市全体的に、どこも同じですよ、これ。特にこれは市長とか、あるいは副市長、どういうふうに思っているか。今度の那珂インターチェンジのところの道の駅、この近辺、これは当初は那珂インターチェンジ周辺開発ということがうたわれたわけですよ。今、全然そういう一つのあれが出てこない。あの辺はどうなんですか、この農業専用地域。これはどういうふうに農政課のほうでは考えているの。

農政課長 今の、まずはインターチェンジ周辺ということで、道の駅のところを今回、個別具体的な計画が出てきているということで、除外ということにさせていただきました。また、先ほど説明しました重点地域となっているところも、今後そういったものを見据えていると、除外になる可能性も含んでおりますということで説明はさせていただきました。

また、そういったことも踏まえまして、今後の個別具体的な計画が出れば、道の駅周辺というところも除外ということも考えることは、可能性はあるのかなと考えているところでございます。

福田議員 そういうふうだね、やっぱり地域ごとでどうのこうのよりは、那珂市全体、これをやっていくというのが一番大事じゃないの。それと、線引きをしなくちゃ駄目ですよ。大事なのはそれだと思うんですよ。線引きが全然されていない。それと、この農業専用地域というのは、市街化、あるいは工業用地とかというのを除いて、農地の全体の何%ぐらい、この農振地域になっているの、今現在は。ほとんどでしょう。これが災いしているんですよ、那珂市は。それじゃなくても、農振法とか農地法とかでいろんな縛りがあるにもかかわらず、この農業専用地域、これがまだ網かぶっている。3つの網かぶっ

ているもんね。これはね、民間ではちょっと、この3つをクリアするというのはまず100%できないですよ。だから、那珂市というのは企業も張りつけられない。そういうことにいろんな面で災いしている。これだと思うんですね。

それで、これ繰り返すようになりませうけれども、那珂インターチェンジ周辺開発という、その一環として道の駅なんですからね。その辺を踏まえて、あの地域の地目をどういうふうにしていくのか。いわゆる農業専用地域、これを外していくの。でなかったらばインターチェンジ開発にならないよ、あの辺は。そうじゃないですか。それと、那珂インターチェンジ周辺開発ということなんです。そういうことをどういうふう考えているのかな。どうなんですか、その辺は。

副市長 ありがとうございます。

那珂インターチェンジ周辺の位置づけについては、先ほど言ったように37ページで都市マスタープランとの整合とありますと言いましたけれども、都市計画マスタープランでは、インターチェンジ周辺をぐるっと回すような形で計画上は位置づけを取っていません。まずは道の駅、それからインターチェンジ北側をできるだけ早期に整備した上で、それを起爆剤として周辺に波及させると。そのときの農振除外については、37ページにあるように、都市マスの位置づけを持って、具体の計画があれば外すということで考えています。ちょっと今、都市マスの絵が皆さんにお示しできませんけれども、都市マスターでは、周辺をぐるっと囲むような形で広く位置づけは取って計画しているところでございます。

以上です。

福田議員 だからね、そういうことをちゃんと打ち出してね、そして一つ一つやっていかないと、目に見えないんですよ、これは。だから、そういうふういろんな、例えば、繰り返すようになっちゃいますけれども、今、那珂市全体の農業地のほとんどが農業専用地域でしょう、間違いありませんよ。これ見ると、37ページかな、これの一番下のところを見ると、現在とそれから令和17年の目標、これの実数なんか見たってね、実際にはこれそんなに数字的には変わらないんじゃないの、10年間で。あまり変わり映えないでしょう。この辺がちょっと疑問なんだよね、この数字を見ても。これがどんどんやっぱり遅れるんじゃないかな。どうですか、その辺は。

農政課長 さきに副市長のほうでご説明いただきましたけれども、そういったいろいろな計画等が出てくればということで進めていけるとは思うんですけれども、現状では自然減ではないですけれども、そういった部分の今までの傾向で減っていくところを目標の令和17年で見ておまして、ただ、それも極力、こちらの何回かになりますけれども、農用地を守っていく、保全していくという部分の計画になりますので、一応、数字としてはこのように上げさせていただいているところでございます。

ただ、さっき申し上げましたとおり、個別のそういった案件のことが出てくれば、また

そこで修正等というか、除外とか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

福田議員 いろいろあるでしょうけれども、少しスピードを上げて、そしてやっぱり将来に向けた、そういうあれで頑張ってやってくださいよ。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、第2期那珂市アグリビジネス戦略（案）の策定について、執行部より説明願います。

農政課長 引き続き農政課になります。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、第2期那珂市アグリビジネス戦略（案）についてご覧ください。

では、1ページになります。

那珂市アグリビジネス戦略は、第2期那珂市まち・ひと・しごと創成総合戦略において、農業で稼ぐいい那珂プロジェクトを立ち上げ、本プロジェクトを具体的に実践するために令和3年に策定し、令和7年度までの計画期間となっております。本計画は、上位計画の総合戦略の公開や、本市を取り巻く環境や時代の流れの変化に合わせて施策や事業の修正等を行うこととなっており、これまで第2期那珂市アグリビジネス戦略の策定について進めてまいりましたが、このたび戦略（案）がまとまりましたので、その内容についてご報告するものでございます。

まず、1、概要になりますが、主な修正点といたしましては、（1）基本目標の追加といたしまして、第1期では農業の収益力向上と担い手の育成を掲げていましたが、新たに持続可能な農業の推進を加え、3つを基本目標としております。

続きまして、（2）上位計画との整合性でございますが、国によるデジタル田園都市国家構想総合戦略、食料・農業・農村基本計画、茨城県における第2次茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦、茨城農業の将来ビジョン、そして本市における那珂市総合計画後期基本計画及び那珂市デジタル田園都市構想総合戦略との整合性を図りました。

続きまして、（3）これまでの施策、取組事業、統計情報、挿絵、写真等の更新を行っております。

それでは、26ページをご覧ください。

資料2、第2期那珂市アグリビジネス戦略（案）内の統計から見る那珂市の農業の項目となり、農林水産省の市町村別農業産出額、農林業センサスなどの統計情報を基にしておりますが、農業産出額につきましては30億円前後で推移していることが見てとれるかと思えます。

27ページをご覧ください。

上段になりますが、農業者数の推移では、ご覧のように減少しており、続く平均年齢においても高齢化が進んでいる現状が見てとれる結果となっております。

申し訳ございませんが、前に戻りまして、2ページをご覧ください。

これらの現状を踏まえ、資料1の第2期アグリビジネス戦略概要版をもって概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、計画策定の背景と目的についてになりますが、第3期総合戦略において、農業で稼ぐいい那珂プロジェクトを立ち上げており、本プロジェクトを具体的に実践するために、第2期アグリビジネス戦略を改定するものでございます。

計画期間につきましては、2026年、来年の令和8年から2030年、令和12年の5年間となります。

基本方針につきましては、意欲のある生産者を集中的に支援して儲かる農業を実現、魅力ある農業で後継者や新規就農者を惹きつける、農業を通じた関係人口づくりと合わせて那珂農業を未来へつなぐとしております。

3ページをご覧ください。

ここでは、後ほど説明いたします施策を体系図として示しているものとなります。

4ページをご覧ください。

前ページの体系図にありました基本目標をそれぞれに説明させていただきます。

基本目標1、農業の収益力向上につきましては、(1)生産性の向上促進として、経営規模の拡大促進、スマート農業の推進。

(2)付加価値の向上促進といたしまして、いい那珂そだちの品質向上、ブランド化の推進、6次産業化の推進。

(3)地産地消の推進といたしまして、学校給食への利用拡大、直売所や道の駅の利用促進、農商工連携の推進、実需者、飲食店、ホテル等への販売拡大、流通システムの合理化としております。

5ページをご覧ください。

基本目標2、担い手の育成支援につきましては、(1)農業後継・新規就農への支援といたしまして、農業知識・技術取得支援、第三者継承の支援、新規就農希望者への包括支援、農地・農機具バンクの機能の提供、(2)農業関係人口づくりの推進といたしまして、情報発信・相談対応の充実、農業を体験する機会の充実、農業や食品加工を実践する学校との連携としております。

続きまして、基本目標3、持続可能な農業の推進につきましては、新たに加えた目標となります。

(1)環境の優しい農業の推進につきましては、緑の食料システム戦略の推進、環境保全、資源循環型農業の意識の醸成としております。有機農業につきましては、有機農業推進協議会を立ち上げ、有機農業実施計画の策定、計画の評価、見直し・検討を行い、

国の交付金を活用しながら生産・流通・消費を一体的に推進してまいります。

6ページをご覧ください。

横断的な目標のICT・IoTの活用推進といたしまして、出荷予定や販売状況等の情報連携、販売管理システムの構築、BtoBプラットフォームを形成し、需要者のニーズ把握及び帳票業務の効率化、IoT等の活用による生産性・収益性の向上促進を図ることとしております。

目標指標につきましては、最終年度の事業実施による売上高につきましては3億5,000万円、認定農業者数につきましては108、新規就農者……失礼しました。目標指標の売上高につきましては、訂正させていただきます、8億5,000万円。認定農業者数につきましては108、新規就農者数につきましては13としております。

なお、売上高8億5,000万円につきましては、道の駅基本設計における農産物直売部門の売上額が含まれております。

7ページをご覧ください。

こちらアグリビジネス戦略体系図となり、施策を進める上で関係する団体をまとめたものとなります。

8ページをご覧ください。

こちら資料2が第2期アグリビジネス戦略の本編となります。

10ページをご覧ください。

ここから25ページまでの序論では、これまで取り組んできた取組などをまとめたものとなります。本編中の写真などにつきましても新たに差し替えのほうしております。

26ページをご覧ください。

ここからは、さきに説明させていただいた統計資料となります。

29ページをご覧ください。

ここでは、これまで取組や統計資料を基に、次の戦略に向けての課題を整理しております。

30ページをご覧ください。

ここから34ページまでは、国・県の方向性、支援策などを更新しております。

35ページをご覧ください。

ここからが第2期アグリビジネス戦略となっております。内容は先ほど概要版でご説明させていただいたとおりとなります。

申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

2、今後のスケジュールになります。

1月にパブリックコメントを実施し、その後、パブリックコメントの意見などを整理いたしまして、2月に第2回那珂市アグリビジネス戦略策定会議を行い、3月にアグリビジネス戦略の策定を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明について質疑、ご意見がございますか。

小宅議員 7ページなんですけれども、以前から私、持論で思っていたことがあるんですけれども、農業関係人口づくり推進農業体験ツアーとか、ふるさと納税も政策企画課ですか、今。こういうのは産業部にまとめたほうがいいんじゃないかと思うんですよ、商工観光課なり、農政課なり。政策企画課って何か忙しいじゃないですか。多分、手いっぱいだと思うんですよ。こっちは暇という意味じゃないですよ。商工観光課が暇そうにしているから言っているとかそういうことじゃないですけれども、そっちにまとめたほうがいいと思うんですよ。これはごめんなさい、農政課長よりも総務課とか副市長に言ったほうがいいのかと思うんですけれども、どうでしょう。

副市長 ありがとうございます。

議員おっしゃられたとおり、ふるさと納税の部署というのは産業部みたいなところで持っている市町村というのは確かに結構ございます。そこは本当の組織体制の在り方、那珂市の場合には、大きな政策課題ということで多分、企画部のほうにずっと置いてきているんだと思いますけれども、他市の状況とか、やりやすい方法を検討して、課題とさせていただければと思います。ありがとうございます。

笹島議員 これもうかる農業の実現ですよ、こういうアグリビジネスということね。そうすると、現実はどうなんですか。農業法人もいますよね。それから個人的な経営している。これはどのような形でもうけているんですか。売上高どのくらいと分からないですか。

農政課長 どのようにしてとなると、なかなかその事業者それぞれの考え方があるところもございまして、なかなかちょっと把握し切れないところはございますけれども、一応、現状としての売上高につきましては、この計画ができてから農政課のほうで把握できる農産物の売上高というところになりますと、一時期少し下がったところはあるんですけれども、大体3億5,000万円から3億7,000万円とかそういったところで、ちょっとでごひごはありますけれども、少々上がってきているところもございまして。

以上でございます。

笹島議員 もうちょっと詳しく聞きたい。どんなものを作って売っているんですか、この3億円とか4億円というのは。

農政課長 いろいろなものがあるかとは思うんですけれども、基本的にこちらでつかんでいるものは直売所の数字とかになりますので、やはり大地の生産物、野菜ですとかそういったもの、その他加工品とかも含めてですので、いろいろなものが実際の売上げに反映している商品というか、そういうふうになっているかとは思いますが。

笹島議員 何でこんな話をするかという、先ほども私、話したけれども、高齢者の方が多くて、細々とやっていますよね。直売所とかなんかのほうに供給しているわけですよね。いや応なしにそんなに大量に作れないですよ。農業法人は何を作っているかという、

先ほど言った干し芋を作ったり、ソバですよ。これでもうけていますよね。ですから何か本当に確たる、もうける、那珂市にあるのかと。細々やっているグループとよそから農業法人というのが実態だと思うんですね。実際そういうことを現実的に把握しているんですか、実際は。このまま個人農業者があれしていけば、どんどん先細ってくると思うんですね。先ほどの話に続くと思うんですけども、今、先ほど言ったように太陽光の発電所が増えてきているという。次の世代が、後継者がいないから。これ多分、現実だと思うんですね。そのような現実、どのように把握していらっしゃるかなというのを聞きたいんですけども、どうですか。分かりますか。

農政課長 いろいろ土地の問題とか、あと後継者というもので、確かに資料にもお示しさせていただいているとおりに減ってきているというのは、あと高齢化しているという、当然把握はしているところがございます。その中でも、今こちらのほうでは直接には触れていないかもしれませんが、先ほどの地域計画ではないですけども、集積・集約をしつつ、戦略のほうにあります、やる気のある、広げたいという農業者の方を支援しつつ、また個別にできるという方には、そういった方にも情報提供とかそういったものをしてしながら、そのまま進めていければとは思っております。

あと、個人の農業者の方でも大きくやっている方でも、直売所のほうに出していただいている方も何名かいらっしゃいますので、そういった方とも協力しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

笹島議員 これから市長の肝煎りの道の駅も一生懸命やっているわけですけども、これ実際に供給というのは那珂市だけじゃないですよ。よそからも供給しなきゃいけないですよ、那珂市をメインにするんでしょうけれども。供給、これ間に合うんですか、大丈夫なんですか。私ちょっと心配して夜も眠れないんですけども、どうなんですか、それ。

農政課長 もともとの目標指標にありますとおり、事業実施の中では道の駅のほうの部分を含めさせていただいております。その道の駅のほうにも回す、また直売所のほうにも回すということで、それを出荷者組合、全て直売所の関係者の方とも一緒に協力して、今、出荷者組合の準備委員会を立ち上げて、どのようにしていくかという話はされておりますので、一応こちらの目標に向かって進めていければと、その中で考えております。

以上でございます。

笹島議員 そうすると、これ先ほど言っていたJAも入っていないわけですよ。集約組合か何か知らないですけども、そういうところで集めて云々というのは、現実的に間に合うんですか。今言っていた那珂市だけじゃなく、県内からもやっぱり供給しなきゃいけないという、いろんな面でそういうふうにして大変な面だと思うんですけども、どうなんですか、そういう大きな幅広いやり方でできるんですか。それも心配しているんで

すよね、話ちょっとずれていますけれども。心配なんで聞いているだけでね。

大和田議員 私もそれに関連というんじゃないんですけれども、その6ページの目標指数の3億6,800万円というのは、それは那珂市内の農業者がどこでの売上げという、今、那珂市のだけ、生産者だけで3億6,800万円ということですか、直売所。

農政課長 今の直売所で販売しているものが含まれておりますので、ですので、必ず那珂市産だけではございません。あくまでその直売所での売上げとなっております。

以上でございます。

大和田議員 直売所というのは、各地直売所ということ。あっちにもほかにも出している、市外に出している直売所も含めてということですか。

農政課長 すみません、説明が足りなくて申し訳なかったんですが、直売所につきましては市内に3か所、とんがり、あと芳野と、JAの駒潜にある直売所、そちらの数字になっております。

以上でございます。

大和田議員 それに多分、道の駅の直売所の売上げ予想って4.8億円だったような気がするんですよね。計算して足すとぴったり8億5,000万円というような感じなんですけれども、そんな感じの目標ということ、今まで出しているプラスアルファ道の駅の4.8億円をもうけて全体で8億5,000万円にしましょうという目標なの、それでよろしいんですか。それで、やっぱりみんなが多分気になるのは、それだけ出せるのかということのが皆さんが不安に思うところなんですけれども、これ農業者とも多分話し合って、計画というのはつくっているの。大丈夫なんですか、8億5,000万円というのをちょっとお伺いしたい。

産業部長 こちらの目標値につきましては、市として昨年度末に基本設計のほうで、農産物直売所の売上額として4億8,000万円という形でお示ししているところでもありますので、このアグリビジネス戦略の計画期間内に道の駅のほうもオープンするということで、今現在ある直売所のほうも含めて、その売上金額のほうを目標値として設定させていただいたところでございます。

議員ご指摘のように、市内産の農産物のほうを直売所のほうで売っていくというところに際して、品数の部分と心配の部分は多々あるかと思うんですけれども、先ほどご答弁いたしましたように、出荷者組合設立準備委員会のほうも含めて、そういったところの対応のほうを現在進めているところでございますので、開業に向けてそういった取組をしっかりと進めていければと、そのように考えてございます。

以上でございます。

大和田議員 ちょっとまた道の駅っぽくなっちゃったんで、戻しますけれども、要はこれ、でも、認定農業者は那珂市内の認定農業者数をこれだけ伸ばすと。新規就農者も、市内の新規就農者をこれだけ伸ばすと。でも、売上高に関しては、市内も市外も関係なく売上高というので数値を出しているわけですね。であれば、市内の農業者がどれだけ出せて、

どれだけもうけるのかというのが数値が欲しいなというのが正直、那珂市アグリビジネス戦略なんですから、それがちょっと見えないなと思うんですけども、そこら辺は出せない、どうなんでしょうか。

農政課長 今の那珂市としての金額というのは今すぐちょっと出せないところなんですけれども、基本的に今、とんがりとあと芳野に関しましては、出荷者の登録者数は85%から90%ぐらいが市内の生産者となっておりますので、またそこら辺の数字をもう一回つかみ直しまして、改めて今後の数字に向けて確認していきたいなと思っております。

以上です。

大和田議員 確かに今の現状値、出そうとすれば出せると思うんですけども、目標値もこれから、那珂市内の農業者がどれだけもうかっていけるのか、それを見える化を、この戦略の中で見させていただきたいなと思うので、これ今出せないでしようけれども。農業者とよく議論し合って、その数値は出していただきたいと。そうしないとちょっと、那珂市でもうける農業といっても、議論のしようがないなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

桑澤議員 先ほどのご説明の中で、第1期と今回の第2期での大きな違いは有機農業の部分だということでお聞きしましたけれども、それでよろしいですか。それ以外の何か変わった点というのは、1期と2期と比べてどの辺が変わっているのか教えていただけますか。

農政課長 やはり一番大きく変わったというのは、もともとの大きな目標に持続可能な農業ということで、有機的な部分も含めましたので、あとその他につきましては、いろいろ数字とか変わっていますが、目に見えて大きく変わったところになりますと、そちらのところになるかと思えます。

桑澤議員 そうしますと、先ほど大和田議員のほうからもありましたけれども、今回の目標値、約4億8,000万円増やすという、かなり重要な5年間になってくる肝の部分の戦略としては、ちょっと根拠に欠けると言わざるを得ない内容になっているのかなと僕も思います、厳しいことを言いますが、あえて。次の5年間の計画というのはもうかなり真剣にやらなければ、道の駅を見据えた金額として上乘せされているんだとは思いますが、正直、営業目標とか売上げ目標、稼ぐのであれば、もっと違った戦略を立てなきゃいけないんじゃないかなと。有機農業だけでこれだけ伸ばせるのかというと、甚だちょっと疑問に思うところなんですよね。41ページ以降ですかね、いろいろ戦略を書いている部分があるかと思うんですけども、直売所の売上げの主となる最も高い売上げをもって、芋、サツマイモ、乾燥芋だと思うんですよね。どこの直売所でもそこが一番けん引している売上げの肝だと。そこに対する戦略が全くないのがすごく残念で、このブランド化推進と書いてありますけれども、カボチャのことは書いてありますけれども、サツマイモのことが全く載っていないブランド戦略。いろいろ私も提案しましたがけれども、そこに関して載っていないというのは、ご検討されているのはお聞きしていますけ

れども、水面下でやるんですか。ちゃんとここに載せるべきだと僕は思うんですよね。白土松吉のことですけれども。

こういう戦略が、やっぱりちょっとわくわくしないと、とてもこの目標が本当にクリアできるの、ただ単純に道の駅の売上げを載せただけのものでしかちょっと感じられないので。もっと農業の戦略を、これつくっていくという、今後5年間ですからね。相当重要な5年間ですから、そこはもう少し練ってほしいなというところです。

あと、道の駅の直売所の売上げ4億8,000万円を載せているという部分、ちょっと1つ疑問だったのは、4億8,000万円のうち2億4,000万円が地場産品の農作物、当初の目標はそうだったと思います。直売所の売上げ4.8億円のうち2.4億円が市内の農産物。残りが惣菜とかいろんなものもろもろ含めて4.8億円だったかな、そういった目標だと思うんですけれども、そうすると単純に野菜を4.8億円載せるということは、道の駅の分以上に頑張っているということなんですかね。道の駅の部分以外にも上乘せしているというイメージになっちゃっています、そこはどうなんですか。

農政課長 今回の4.8億円の部分につきましては、もともとの直売所の売上げにもお惣菜とかそういったものを含めて考えておりますので、あくまで道の駅の場合の直売所の部分というのもそのまま4.8億円載せさせていただいております。ですので、そこから野菜分だけをというふうに抜き取ってのことは、もともとの直売所でもやっておりませんので、同じ、そこは合わせて計上させていただいたところです。

桑澤議員 それは、数字のところは分かりました。

ただ、ちょっと単純に載せちゃっただけの部分はすごく出ちゃっているなという危惧を持たざるを得ないので、そこに関してはもう少し、ここの部分は本当に大事だと思いますので、このブランド化推進の部分はもう一工夫、何で売るか、やっぱり芋とカボチャというのは方針に示されたわけですから。カボチャだけを載せているのはちょっと寂しいなという部分もありますので、そこはしっかりと入れていただければ、もう一度そこを酌んでいただければと思いますので、そこは意見として言わせていただきます。

以上です。

遠藤議員 ちょっと根本的に指摘をさせていただきたいのは、このアグリビジネスというのはどこの方を対象にしたやつなのかということなんです。つまり目標指数が、現状は3億円だけれども、目標値8億円とありますが、僕はそうじゃないんじゃないかと思っているんです。基礎データが、さっき出ていますけれども、那珂市の農業産出額は30億円ですよ。那珂市全体の農業を活性化させるためなら、現状値が30億円で、それをあと5年後で35億円とか40億円にするのが目標と違うんですか。つまりこれは直売所に出す人の売上げだけの目標になっていて、これでいいのかと。

つまりね、これ4ページ見ると、4ページ、5ページには総花的にいろんなことがね、

すばらしい対策取り組んでいくよというのが書いてあるわけですよ。これで1個1個確実に進めていただければいいと思うんだけども。例えばですよ、地産地消の(3)、4ページ、地産地消推進で、学校給食への利用拡大をやりますよ。直売所は書いてあるけれども、あと④に実需者、飲食店とかホテルにも販売を広げますよ、こんなことが書いてあるわけ。どんどん進めてほしいんだけども、それらをやることによって30億円を35億円とか40億円にしたいんなら分かる。でもこれ学校給食へ利用を拡大したって、近隣市町村の飲食店、ホテルへの販売を拡大したって、目標は8億円じゃないと思うんだよ。これはあくまでも直売所に出している売上げの数字であって、アグリビジネス戦略は那珂市トータルの農業者でしょう。半分は米農家ですよ。だからそこをトータルにしないと、これおかしくないという根本的な話。いかがですか。

議長 正午を過ぎますが、この議事を進めます。

農政課長 主立ったところでということで直売所のご説明をさせていただいておりましたが、その他の、ご存じかとは思いますが、マルシェのイベントですとか市外に出ていってのイベントとかでの売上げとか、あとは給食部会のほうでの売上げ、売上げというか出荷のほうも含まれております。

こちらの計画自体につきましては、全体というよりは実際に野菜の生産をしているところのもともとのメインということで考えていたところも、節もございますので、そうすると、その方々の出荷状況とかが把握できるところが直売所が主だったということもあって、当初このような計画が策定されたという部分があるかと聞いておりますので、そのまま引き続きこのような計画とさせていただいたところでございます。

以上です。

遠藤議員 なかなかね、今答弁は大変だと思うんですが、指摘だけね。やっぱりトータルの計画であるべきです。やる対策はトータルでやっているんだから、計画は30億円をどうすればいいかという、そこらに持っていかないと。多分そうなってくると、目標は総産出額がどうなる、あとは基礎データになるように農業者数もキープする。もうこんな右肩下がりなんで、農業者はトータルで1,000人とか1,200人でキープするとか、農業生産法人を何社とか、そういうトータルの話で持っていきべきじゃないかと思うんですよ。

だから、ただ、ここまで基本計画来ちゃっていると難しい部分はあるかもしれないけれども、僕はちょっとあえてね、対策は、その項目はそういうことで進めるでいいと思うんですが、目標値があまりにもちょっと、対象が小さ過ぎる。那珂市全体の農業を頑張ろうという、そういう目標にしてほしいんだよなと思うんです。答弁はできなければ、もう言い切りで結構です。

産業部長 すみません、補足させていただきます。

議員ご指摘のように市の全体の農業の振興に関しましては、前段ご説明させていただいた市の農業振興地域の整備計画、それが市の農政全般のもの、全体のものになっている

ところでございます。

アグリビジネス戦略の経緯といたしましては、市の農業の中でもとりわけ商品化のカボチャ等の野菜、当然、干し芋等も入ってきますけれども。そういうもので、そこをどう売っていくかと。そういうところで取組をスタートしたところもアグリビジネス戦略というところでまとめて、第1期のほうで推進をしてきたところでございます。そういうわけで第1期の指標としても、市内の直売所の売上げというところを一つの指標にしたと。

今回ちょっと非常に混乱を生んでいる部分というのは、非常に道の駅の部分の金額のところが多い部分というのはあるかなと思うんですけれども、当然、先ほどご説明しましたように、この計画期間内で道の駅のオープンのほうを見据えておりますので、今までの直売所の売上げの出し方のベースで、道の駅の部分を重ねてのせているというところで、今回の目標値とさせているところでございます。

いろいろご指摘いただいた中で、全体的に当然、市の農産物の販売額を上げていくということが非常に重要だというふうには考えてございますので、この計画をベースに、そういったところについてはまずしっかり取り組んでいければと、そのように考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 ちょっとやっぱりトータルを大事に考えているなら、そういう目標にしてくださいよ。だってこれね、直売所に出さない米農家の方、俺出してねえよと。でも、そういう方で若い方がこれからスマート農業でね、ドローンで一生懸命、効率よい農業をやろうと思っていらっしゃる。そういったどンドン市内外のスーパーに出荷している、JAに納めている、そういう方もたくさんいるわけで、そういう方々の成果というものが目標に入ってこないじゃないですか。これ直売所に納めている売上げしか目標になっていないじゃないですか。これどういうふうに整合性取るんですか、じゃ。

少なくとも目標というのは大事なんですよ、計画にとって。どこのところを目標にしてやる、それに向けてやるわけだから。何の事業でもそうですよ。行政だってそうなんですよ。それをしっかりと踏まえた上で、こういう目標に向けて、その体系というのは、だから施策の内容が出てくるわけなんですよ。おかしいと僕は思いますが、言い切りにして、結構でございます。頑張ってください。

原田議員 僕もこの目標指標のことは遠藤議員のおっしゃることと、あと大和田議員のおっしゃることに賛成だなと思ひまして、その全体の目標というの載せてほしいというのがありますね、ここにプラスアルファでです。

この数字は数字で、直売所の売上げの数字は数字でいいと思うんですけれども、ここをやっぱりもうちょっと具体的に、このうち那珂市産が何%なのかということ、現状値にしたって、目標値にしたって。そこもぜひ出していただきたいなというふうに思います。

質問はちょっと別のことでして、有機農業のほうのことを挙げていただいております、僕は有機農業推進なので、大変ありがたいなというふうに思うところなんですけれども、有機農業の目標値、数値目標とかあれば。例えば何年後に耕作面積の何%を有機農業にするのかとか、それがあれば教えていただきたいですし、ないのであれば、今後つくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

農政課長 まず、市の目標というのは、国の目標にあります、みどり戦略のほうで、今の耕地面積の25%、2050年までに25%にしようと今、国の計画がございます。そちらを踏まえまして、先ほど説明の中でもさせていただきましたけれども、今後、有機農業推進協議会というものを市内で立ち上げて、その中でそういった指標とかはいろいろ検討していきたいと考えているところです。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

確かに国の目標値では2050年までに25%というのはあると思うんですけれども、25年後なんで、結構長期的かなと思いますので、中期的な目標と、あと短期的な目標なんていうのもぜひその機会に話し合ってくださいかなと思いますので、お願いいたします。

花島議員 いくつかお伺いしたいと思います。

まず、26ページから27ページにかけて、売上額と、それから担い手の変化の表があります。売上げは1年ごとに書いてあるんですけれども、担い手の変化は5年後としか書いていないんですね。これは統計データがそもそも5年後としかないということですか。

農政課長 農林業センサスのほうが5年に一度となっておりますので、そこで5年に一度の数値となっております。

花島議員 分かりました。

次の質問なんです、遠藤議員からいろいろありましたけれども、書き方が悪いと思うんですね。目標をつけろというのは分かるんですけれども、直売関連の売上目標と本来はタイトルを書くのに、それが書いていない。だから、あれと思っちゃったんですよ。僕もね、全体として30億円、農業生産あるのに8億5,000万円だけが売上目標って、何の話かなと思ったんです。今後の書き方に気をつけてもらいたいと思います。

これは質問なんです、今まで那珂市の農政課としては、商品開発というのはいろいろやってきたと思うんですが、今までと違うのは、道の駅ができることで、宣伝媒体を持つことになるわけですね。それと同時にチャンスでもあるわけですよ。私がちらちら聞いたところでは、常陸太田市の道の駅では、道の駅を造る前にどういう商品を並べられるかということで、いろいろ農家なんか働きかけて開発をお願いしたというふうな話を聞いています。那珂市もその辺の努力をぜひやってほしいと思いますので、今のお考えを聞きたいと思います。

農政課長 まず、農業者の生産者にどのようなものが出せるのかとか、そういったものにつきましては、現状、担当課のほうでそういった、こちらでも情報提供しまして、アンケートというか、そういったものを取っていて、それが今後、出荷者準備委員会とかそういったところでの話合いのテーマとなってくるのもあるのかなとは考えているところです。

花島議員 その際に、これはというもの、干し芋の話がありましたけれども、そこに集中して宣伝するというのも大事ですけれども、一方で何が当たるか分からないけれども、いろんな商品系列を増やすということも大事だと思うんで、その両方の面でぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席願います。

休憩（午後0時11分）

再開（午後0時19分）

議長 再開します。

続きまして、「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について、原田議員より説明を願います。

原田議員 資料のほうご覧ください。

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書ということで、ちょっと文のほうを読ませていただくんですけども、刑法92条には外国国章損壊罪が定められており、その公正要件は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損することに対して処罰の対象となっております。これは保護法益として外交への悪影響を避けるために定められていますが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、日本としては当然のこととして、日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという、そういう前提に基づいて自国の国旗とかの損壊についての条文はなかったものです。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在しています。国旗及び国歌に関する法律が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況であると。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から、処罰規定の新設は問題であるという主張もありますが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、速やかに日本国国章損壊の罪の制定を強く求めるものであるという意見書となっております。

こちらの意見書を提出したいというところです。

議長 説明は終わりました。

質疑、ご意見ございますか。

花島議員 どういう罰を与えようということを想定した意見書ですか。

原田議員 これは外国国章損壊罪に沿ったもので、同様のもので、2年以下の拘禁刑、または20万円以下の罰金ということです。

花島議員 その外国国章損壊罪というのを全然知らないのですが、どういう場面で、例えば自分が持っている国旗を焼却処分したりしても駄目なんですか、こっそりと。

原田議員 それは大丈夫です。処罰はされません。あくまでも侮辱を加える目的でということなので、公の場とかです、そういったことがあったらということなんです。だから、ただ焼いただけとかは処罰の対象にはならないと思いますが、それはちょっと何でしょうね、裁判とかの中で判断されるものであると思うんですけども、ただ、汚損とか、例えば明らかに排せつ物で汚すとか、そういったもう行動から明らかに侮辱の意図があるなというふうに認められる場合は、多分処罰の対象になるかなというところなんです。

花島議員 ちょっとそれ対象になるかなでは困るんで、もうちょっとはっきりしてもらわないと困る。

ただ、それはどうあれ、私は賛成できません、この意見書を出すことにですね。単純にそれだけです。何ていうのかな、もともと国が何をやってきたかというのは人によって感覚が違うので、その象徴に対してどう考えるかとかいうのは別で、確かにこれは、そういう外国に限らず、日本国旗もそうですけれども、公衆の場でわざと何か損壊するというのは褒められたことじゃないし、よくないことだと思いますが、それを罪として法に制定するというのも私は賛成できないです。

以上です。

渡邊議員 提案者にお聞きしたいんですけども、日本国憲法第21条との整合というのをどのように考えているのか教えてもらっていいですか。要は表現の自由に対して、提案者としてどういうこと考えているのか教えてください。

原田議員 表現の自由というところがあると思うんですけども、それに関しては、同様に日本国憲法の第12条のほうに、表現の自由というのも確かにあるんですけども、ただ、それは無制限に認められているものではなくて、憲法第12条には、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うということで、国旗を損壊するということとかに関しては、やっぱり公共の福祉のために利用するということにはつながらないかなと思いますので、そこは……

渡邊議員 第21条で聞いているの。

原田議員 だから、その自由の乱用はできないということです。

渡邊議員 第12条は聞いていない、第21条を聞いている。

原田議員 じゃちょっと第21条の文面、お聞きしていいですか。

渡邊議員 僕が質問しているのは、この提案の意見書の中に、表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題があると書かれているので、この表現の自由は、憲法でうたわれているのは21条なので、これについてどう考えているんですかと聞いているんです。決して自由がどうのこうのという第12条の話を知っているわけじゃないので、質問に対して答えてもらっていいですか。

原田議員 表現の自由も国民の自由の分野に含まれるわけです。表現の自由と云って、何でもかんでも自由にやっていいというわけじゃなくて、それは名誉棄損罪とかだっていますし、幾らかのやっぱり制限がないと。公共の福祉に反するものであれば、それは表現の自由とは認められないので、です。自由を乱用するというのは、第12条には乱用してはいけないというふうに書いてありますので、そういう意味でですね。表現の自由もそれに該当すると思います。

渡邊議員 表現の自由を乱用するという言い方はちょっと僕は不自然と感じるんですけども、そもそもこれを、こちらにも書かれているんですけども、国旗を燃やしてしまうとか何とか、これ人のものであれば、当然、器物損壊罪になるでしょうし、あとは公然の場、要は先ほどありましたけれども、不特定多数がいるような公共の場であれば、また違うのもあるでしょうし、燃すのであれば、これは火のもの、いろんな法律で取り締まるでしょうし。あとは迷惑防止条例とか、そういう条例でも処罰は可能なんですよね。違いますか、そうですね。公共の場で人様に迷惑を与えるのであれば、そういう条例でも適用されるのかなというふうに思うんですよ。

そもそも判例の中でも、司法で判断すべきものではなくて、立法のほうで判断すべきという見解があるのかと思うんですよ。アメリカなんかは当然ね、これはもう自由だから、別に自分のところの国旗を燃やしたっていいよという判例出ていますからね、最高裁のほうで。トランプさんは何を言っているか分からないですけども。そういう判例が出ていの中で、アメリカはやっている。

ただ、日本国は日本なので、それは適用できないと思うんですけども、今現在、立法府でこの議論進めているんですよ、国会の中で。26年ぐらいを目途に答えを出しましょうね。それを、その中でも推進していくべきだという意見と、それはもっと慎重にやるべきだという意見が出ていますよ、そうですね。

それがあの中で、市が、議会が、議会の意見として率先して出す必要があるのかなと。もしあるのであれば、この動きを見た上で、それで納得できないのであれば、皆さんの合意を得た上で出せばいいだろうし、納得できるのであれば、それはそれを受け止めればいいだけの話だし。

です。で、まだ立法府が考えている段階の中で、何勇み足をするのかなというのが私の

意見です。

原田議員 今いろいろ言われた中でも一つずつ反論できることがありまして、例えば器物損壊罪とかで裁くことができるというのは、器物損壊罪はあくまでも他人のものを……

(「できる」と呼ぶ声あり)

原田議員 いえ、ちょっと今しゃべっているんで。

他人のものを損壊したというときに処罰するのが器物損壊罪。今回のこの日本国国章損壊の罪については、侮辱する目的です。日本を侮辱する目的で国旗や国章を損壊した場合は、それは処罰の対象になるということなんです。だから、保護法益が全然違うということですから、器物損壊罪とかとはですね。

アメリカでは確かに表現の自由ということで最高裁の判決出ていますけれども、アメリカはどっちもないんですよ。外国国章損壊罪もないんです。世界で見ると、例えばドイツ、フランス、イタリア、中国、韓国とかそういうところ、多くの主要国は、自国の国旗の損壊を処罰するという法律ありますし、日本が結構かなり、僕が知っている限り日本しかないんですけれども、外国国旗の損壊は処罰するけれども、自国の国旗の損壊は処罰しないというのは、多分、調べた感じ、日本しかないと思うんですよ、主要国の中では。

ですので、国際的に見ても、アメリカは確かにどっちもないですけれども、多くの主要国は自国の国旗、国章を損壊した場合の処罰の法律というのはあるので、そういう意味で。

今、国会で審議されているというのはあるんですけれども、確かに。ただ、通常国会で審議されるかどうか分かりませんが、解散されたら、解散というふうになったら、そうしたらこの審議している法律は廃案になってしまうので、だから、早期制定を求めるといふ意見書ということなんです。早くこれをつくってくださいということなんです。

桑澤議員 私も完全に反対ですけれども、まず、議会として意見書を出すということと、請願で出してくるものというのは全くレベルが違う話なんです。議会としてもし意見書を出すとなれば、議会の総意を持って出すということになると思うんですけれども、まず議会として意見書を出す根拠として、やっぱり意見書ですから、議会として出す意見書ですから、ある程度、市民との関連性があるのかという部分は重要な視点だと思うんですよ。実際に原田議員にお聞きしたいのは、那珂市においてですよ、那珂市において、国旗を燃やしてわあわあ騒いでいる人がいたとか、そういう現状が散見されるとか、そういったことというのがあったんですか。

原田議員 そもそも刑法というのがどのような目的で制定されるかということ、抑止効果なんです。殺人罪とかにしたって、殺人罪が起きないように抑止力のためにつくるのが刑法なので、僕は意見書を出すときの地方自治法99条にあるんですけれども、当該自治体の公益になるものであれば意見書として出せるといふふうにありますので、今後、

那珂市でそういったことが起こらないようにという意味で、それは那珂市の公益にもかなうなどと思って意見書として提出したいと思っています。

桑澤議員 いや、だからそれが実際、那珂市内において市民がね、そういうものに被害があったとか、そういうものが散見されてひどい目に遭っているとかという実情がなくてですよ、議会として意見書を出すという根拠が非常に薄いと思うんですよね。そこについて、もしそういった市民の中でそういう、本来これを出してほしいというようなものがあるのか。もっと違うことをやるのが筋かと思いますけれども、これがそれほど今、緊急性を持って早期に制定しなきゃいけないものなのか。そこも踏まえて、これを議会として出すのは、私は反対です。

小宅議員 私は、単純にテレビを通してでも日の丸が、ある団体や勢力、あとはほかの国の人たちによって焼かれることを見るだけでも不愉快です。そう思っている市民の方はおそらく大勢いらっしゃると思うので、私はこの案には賛成するつもりであります。私の意見です。

以上です。

花島議員 この提案の中身が、侮辱する目的というんですが、それがちょっと僕は違和感があるんですよ。例えば国旗を損壊するときに侮辱だけとは限らないわけですよ。例えば国に対する抗議とか、そういう場合もあるわけですよ。それに対して、抗議しちやいかんという話になるようなことにつながるんで、判断の基準が僕には分からない。だから、何ていうかな、こんなこと法律で定めることかって正直思うんですよ。こういうのは何か分かりません、正直いって。

鈴木議員 私も反対の立場なんですけれども、やはり思想の自由ということで、内心の自由というのは誰にも侵されることではないし、それを表明すること自体ということに関して処罰されることは決してあってはいけないと思っています。なので、先ほど花島議員もおっしゃいましたが、損壊というか、ときの権力に対する抗議という意味でも、今までの歴史の中でも使われてきていて、戦前の中ではそれで処罰されたということもありますので、そういったことをほうふつとさせるような、また繰り返しになるようなおそれのあるような法律というのを市議会として急ぐ、こちらを出してくださいということをするのに関しては反対です。

笹島議員 私はこれ大賛成ですね。日本人として、日本国国民として、国旗掲揚したりとか国歌を歌ったって。日本人じゃないんじゃないですか、皆さんは。何人ですか、それ。

(「反対していないですよ」と呼ぶ声あり)

笹島議員 いやいや、そういう、ちょっと待ってよ。よく聞けよ。国旗をね、燃やしたり燃やされたり、踏みにじったりという、それは我々が踏みにじられるのと一緒ですよ。我々は日本人なんですよ。何人ですか、そうしたら。当たり前の話でしょう、日本国民として我々はね、日本語をしゃべって、日本国民としてプライドを持っているんじゃないで

すか。その日本国民としていて、皆さんは、国旗を燃やされたり、テレビでやられていますね、外国人の方がね、外国で日本国旗を燃やすなんて、いい気持ちしていますか。我々は日本人です。国旗掲揚はこれからもどんどんやっていかなきゃいけない。国歌は我々の誇りですよ。私はそう思っています。大賛成です。

議長 笹島議員、すみません。先ほどの何人だというのは不適切な発言になりますので、取消しを。

笹島議員 すみません。取消します。

渡邊議員 ちょっと笹島議員から厳しいお話をいただいたんですけども、決して私は日本人というプライドを捨てたわけじゃないんですよ。私は日本人として、今、国が制定をしようとしているところを先走ってやる必要はないなということを言っていることでしょ。それともう1つ、先ほど原田議員からの、答弁を求めていなかったんですが、答弁をいただいたんですが、公共の福祉に該当すると。公共の福祉というものを振りかざされるのは非常に問題だと思うんですよ。公共の福祉を振りかざせば何をやってもいいんですか。それこそ日本国憲法というものを踏みにじっているというふうにしかな聞こえないんですよ。せっかく今、民主主義というものをやっている中で、公共の福祉を、公共の福祉というものを前面に出されたのでは、また元の、昔の帝國的なところに戻ってしまうんじゃないかと。ちょっとそれを言われたので、言い方にちょっと考えてほしいなということが1つ。

それを踏まえた上で、改めて今現在、率先してやる必要はないんじゃないかなというところを申し上げます。

小宅議員 ナショナリズムというのは多分、一人一人みんな違うんだと思うんです。正直これ全協でやってもおそらく結論出ないです。ですので、このまま本会議で、賛成、反対で討論をやりながら議決を採ればよろしいんじゃないですかという提案です。

議長 その方法と、あと原田議員のほうの考えとして、取下げという方法もありますので。

花島議員 議論そろそろ終わりそうなんで、私最後に一言だけ言いたいのは、不愉快だからといって、それを法的に禁止するというのは全く別の話です。僕だってね、あまりいい気持ちは多分しないですよ。ただね、人によっては、国に抗議したいとか、現在の国に抗議したいとか、過去の国の行いに対して抗議したいと思ってやるだろう人もいるときに、それを法で罰するかという話なんですよ。そこをね、ごっちゃにしちゃいけないと思うんです。みんなね、集団心理みたいな、例えば国の何だ、国への敬意だのなんだのといって、不愉快だからとか法で罰するとか、全体としても僕はおかしいと思う。国というのは、我々の、国民の集合体ですよ。国というのは特別何かあってやるんだと僕は思っていないです。だから、単純に言えば、渡邊議員と違う理屈ですけども、徹底的に反対です、私としては。

以上です。

榊原議員 すみません、国旗のことについては、皆さん多分同じ考えで、不愉快だというのは僕ももう大いに思っていることなんです。実際、渡邊議員のほうでも言われたと思うんですけども、過去に2012年に廃案になっている法案なんです。今、総裁が変わりまして、2026年で制定する方針ということで今合意しているんですけども、果たして、結局、那珂市民として、我々那珂市議会として早期に求めるというところは、やはりいろんな意味含めたときには慎重に取り扱うべきなのでね、そういう意味で、意見書を上げるということには僕は反対です。

以上です。

大和田議員 私もどちらかというと賛成だなと思っていたんですけども、この全員協議会でいろんな意見を聞くと、何、何だというのが正直なところで、各自それぞれ意見があるんだなというところでございます。ただ、この意見書に関しても、先ほど花島議員からもあったように、罪の裁量とかそういったものも分からない。もしかしたら私の勉強不足というところもあるのかもしれないなというのも正直な意見のところですよ。

そこで、勉強会ではないけれども、ちょっと全員協議会の短い時間で、この国家のことを云々かんぬんはちょっと時間的に難し過ぎるんじゃないかなと思うんです。議運も例えば、先ほど議運ありましたけれども、9時半からで10時から全協という、その30分の中で、どういった議論ができるのかというのがやっぱり難しい判断。まずは全員協議会に上げてこういう議論を聞くということが、だったもんですから、本当にその時間、議論する時間がもうちょっと欲しいというのが正直なところですよ。

副議長 私も日の丸を、国旗を祝日に飾りましょうと一般質問させていただきました。日の丸は大事です。ただ、でも今、法制化、国がしようとしている中で、今回の議会の中で那珂市議会が、なぜこう急いで、ここでみんなの意見が大荒れに荒れている中で、する必要があるのかなというところに一つ疑問点があります。私も国を愛する思いは、皆さん方と一緒にすし、日の丸をばかにするものは絶対に許したくないぐらいに私も愛しております、この国を。ただ、でも、この議会、今の皆さんの意見が大荒れしている中で、なぜ急がなくちゃならないのかなという、国の出方、もう少し、国がどうしていくという方向を見てからでも遅くはないのかなと感じております。

以上です。

議長 皆さんの意見出ておりますけれども、やっぱりこのまま少し審議を続けるかという部分等も踏まえて、原田議員の考えを。

原田議員 まず、花島議員と鈴木明子議員の誤解を解きたいところが1個ありまして、国に対する政策とかを批判する目的とか、あと何でしたっけ、政策に反対する目的とか、そういった目的での国旗の損傷とか、そういうのはこの法律では罰せられないです。あくまでも侮辱する目的でということになるので。それで内心の自由というところがあるので、それももちろんそうですねというのを1個、誤解を解きたいなというところであり

ます。

今、全国いろんな自治体でもこの意見書を出しているという現状もあつたりしまして、やっぱり我々は、テレビを通してでもそうなんですけれども、生でも見ているわけですね。僕もそうです。街頭演説の場とかで、やっぱり国旗をバツつけて振っている人とかもいますし。なかなかそういう、それで、僕自身も嫌ですけども、周りの方も非常に不快な思いをしているというところもあります。

やはりこれ早期に、刑法に追加するだけのものですし、早期に進めてもらいたいという思いはありますので、あと1日ありますので、ちょっとあした、本会議にかけたいなというふうに思っております。

大和田議員 何か国会で議論しているから早急じゃなくて、この議会の中での議論の時間が正直もっと欲しい。それが何ていうの、あした、あさってという話じゃなくて、例えば国の動向を見よう、見るとか関係なくて、本当に議論する時間が非常に必要だと。ちょっと副議長と違うのは、その動向を見るから、見てからとかじゃなくて、我々の議会としてせっかく提出するんであるんだからこそ、やっぱり議論する時間をしっかりつくっていただきたいというのが正直です。なぜ急ぐのかが分からない。

花島議員 原田議員のおっしゃる誤解と言うけれども、全然誤解じゃないんですよ。

(「その議論始まっちゃう」と呼ぶ声あり)

花島議員 そうね。一言だけ申し上げるとね、不愉快なことを言われたり、見せられたからといって、それを刑事罰、罰にするかという話なんですよ。私だって全員協議会でばかやろうと言われて、知らん顔してましたよ。それは不愉快だろうけれども、だからって何だというくらいの話でね。不愉快なことはたくさんあるんですよ。自分の考え方が違う人もいれば、不愉快な言動に至ることもあるし。自分も言っちゃうかもしれないし、言われることもあるし。それをね、侮辱したからと抗議だからというのとどう振り分ける。そんなの簡単にどっちもあるし、単に起訴されるだけだって、起訴されたほうには負担になるんですよ。

だからね、ちょっと考え方が変だと思います。原田議員はよく考えていないと思いますね、その罪になる要件について。

原田議員 その辺、お話しすると時間かかっちゃうと思うんで、何でこのタイミングなのかということでも申し上げますと、やっぱり次の通常国会でやってほしいというのがあるんです。3月議会となっちゃうと、通常国会での審議というところに意見として上げ切れないかなというか、そのタイミングとしてですね。なので、ちょっと上げたいというのがありますね。

福田議員 おそらく、これ18名いますけれども、みんなの愛国心は同じだと思うよ。愛国心は。その一環で、今回のこういうあれが出ていたわけでしょう。違うの。

原田議員 この18名の愛国心は、僕は信じて疑わないんですけども、そうじゃない方が違

うところにはいらっしやってですね。

福田議員 その辺が考え方が違うんだよな。

鈴木議員 ごめんなさい、その愛国心というのはみんなそれぞれ思っていることで、自分と違うから、ここまで来ていないからとかという測量できることでもありませんし、分かりますか、私が言っていること。ちょっと分かっていただけなのかちょっとあれなんです、先ほども誤解しているということですが、誤解しておりませんし、誰が侮辱だと判断するのかということも危険だという思想になると思います。

原田議員 判断するのは裁判所ということになりますかね。やっぱりずっとやっても多分平行線になってしまうかなと思いますので、あしたまで考えていただければというふうに思います。

議長 議決になるので、原田議員、もう少し考えていただいて、それで判断してください。このままいってもね、さっき皆さん方言われているのがどんどん平行線になってしまいますので……

(複数の発言あり)

議長 すみません、この件に関しては、ここで終結させていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、令和7年度第2回茨城県市議会議長会議員研修会及び横手市友好訪問への議員派遣についてご連絡いたします。

市議会議長会議員研修会の出席者については、原田悠嗣議員、寺門勲議員、大和田和男議員の3名の方を常任委員会より選出いただきました。

横手市友好訪問の出席については、遠藤実議員、君嶋寿男議員、花島進議員、富山豪議員、渡邊勝巳議員、鈴木明子議員の6名の方を選出いただきました。明日の最終日に議員派遣として、本会議で報告させていただきました。決定いたしました方に関してはよろしくお願いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門厚委員長より報告をお願いします。

寺門厚議員 教育厚生常任委員会より、調査事項についてご報告いたします。

当委員会では、不登校についてをテーマに先進地であるつくば市とのオンライン視察や校内フリースクール、市教育支援センター、民間フリースクールの視察を行ってきました。これまでの調査を踏まえ、委員間討議をし、当委員会として、那珂市の児童生徒の教育の機会の充実や不登校に悩んでいる家庭への様々な支援を求め、サイドブックに掲載いたしました要望書のとおり、執行部に対する要望事項をまとめ、市長、教育長に提出をします。

さらに、茨城県に対し、サイドブックに掲載のとおり、職員配置の拡充と民間施設への補充について、所得制限の見直しを求める意見書を作成し、明日、定例会最終日に教育厚生常任委員会から発議で提出をいたします。

これをもちまして、当委員会としての不登校についての調査を完了することといたします。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。

何か確認したいことありますか。

小宅議員 調査お疲れさまでした。

執行部への要望書は、それはそれでいいかと思うんですけれども、県に意見書を出すという場合、担当課との事前協議とかそういったことがあってしかるべき。それも何もなくいきなり送りつけるというのはちょっとないかなと思うんですが、その辺はされているんでしょうか。

寺門厚議員 意見交換につきましては、学校教育課経由の情報と、あとは民間のフリースクールの方々の情報で確認をいたしました。直接やり取りはしていません。

小宅議員 こういう意見書を出しますよということでの、やっぱり県との調整というのはあってから出したほうがいいと思うんです。この意見書も早々に明日出す必要があるのか。もう次の3月議会まで待ってもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

寺門厚議員 現状、我々が調査できた段階の内容を踏まえてということですので、それについては要望書の中に述べております加配の問題ですとか、現状の給付金の支給が不平等じゃないかという2点について、取りあえず申し上げたいということで、委員会内部でもそういう議論がありましたので、それに決したということであります。

小宅議員 ということは、一方的に送りつけて、向こうがどう処理しようがそれで終わりというような扱いでいいという意見書でしょうか。

寺門厚議員 それについてはちょっと、まだ協議をしていないんで、至急、委員会を開催させていただいて、協議をしたいと思います。

小宅議員 意見書を出すなど言っているわけじゃないんですが、担当課とのやはり事前協議があつてから出したほうがいいのではないかなというような考えです。

以上です。

桑澤議員 私も小宅議員と同じ考え方でございます。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、意見書については重いわけです。県に対して、議会として議決を採って、正式なルートで県に制度の変更であるとか財政的な措置を求めていく内容になるかと思っておりますので、これについては、那珂市議会としてかなり整合性を持った、かつ根拠のあるものであるべきだと思うんです。

その観点からちょっと質問させていただきますけれども、まず1つ目なんですけど、茨城県の不登校率は3.8%かな。全国3.9%に対して3.8%ですから、全国平均以下です。25位でしたかね。さらに那珂市において不登校率は、県内平均に対して2.22%ですから、県の順位においてもかなり下の順位である。こういった客観的な状況がまず1つある中で、

那珂市議会としてどういう根拠を持って、その数字的な部分も含めてですけれども、問題が顕在化していて、そういった部分に関して議論があったのかちょっとお伺いさせていただきます。

寺門厚議員 議論については、実際その数字的なものは確認は取っていない部分がありました。実際に学校教育課経由での話と、それから実際の民間フリースクールの方々のお話、あるいは那珂市の教育支援センターのお話の中で確認できた内容、現状の支援制度について、先ほど申し上げましたように、必ずしも今、県の支援、フリースクール利用者に対して だけということ、限定されている状況があるということですね。それについては枠を広げてほしいなという民間の方々の要望もありましたので、現状を踏まえた、その事実に基づいて要望は掲げております、決定しております。

桑澤議員 今のご回答ですと、別に意見書というのは声の大きさに決めるんじゃないんですよ。やっぱり客観的な事実に基づいて合理的な判断しなければいけないと思うんですよ。声が大きいかからといって出すというのであれば、何でも出せますので。そういうことではなくて、私先ほど申し上げましたけれども、客観的な背景、那珂市が置かれている現状、これ那珂市、どちらかというと優等生なんですよ、県の中でも。そういった状況も踏まえ、本当に県に対して意見を申すのか、議会としてですね。そこに対してはかなり議論が必要だったのではないかという点がまず1点です。

次、もう一回質問しますね、もう一問。

1 個目に意見書で一番上に書いてある加配についての項目があると思いますけれどもこの加配についての状況が、現行の支援30校への加配措置、これを拡大を求めるところのご意見かと思えますけれども、ここについても、那珂市は44市町村ございます中で、加配を既に2校受けている現状があります。30校、中学校か。加配2校、一中、二中と聞いていますけれども、一中、二中に加配がされていると。44市町村で30校の、加配を既に2校受けている状況の中で、これもかなり優遇されている状況かと思えます。なおかつ、ここは事実誤認があった部分かと思えますけれども、現行の支援校30校と書いてありますけれども、私、県に確認しましたところ、実際、正確な数字は72校に今なっているという状況です。これは先ほど小宅議員も言いましたけれども、県との調整をされたのか。これは本当に委員会として、この内容でもし県に上げたときにですよ。那珂市議会、本当に大丈夫かと。とてもじゃないけれども、この意見書を今回出すに当たっては、非常に不安でしかない内容になっているかと思えます。

一度、これについては私自身、出すこと自体反対じゃございませんので、しっかりともう一度委員会で、この事実誤認も含めてですね、これ72校になると全く状況変わってきますよね。県もかなり加配措置をここ数年の間にされているわけですよ。そうした中でさらに那珂市が加配をここから求めるとなると、合理的な根拠をさらにつけなきゃいけない。そういう意味では、かなり議論が熟成されているとはとても思えないので、これ

はもう一度、焦る必要なく、じっくりと、持ち越されてもいいと思いますので、しっかりと議論をもう一度、教育厚生委員会で踏まえていただければと思います。

以上です。

寺門厚議員 今、桑澤議員のほうからも、客観的事実に基づいてという議論という部分も含めて、先ほどの30校についてはホームページ確認段階ということで持ち上げておりますけれども、その議論について、ちょっと今の時期ではない、もう少し煮詰めてからというお話ですので、ちょっと我々委員会のほうで確認をしたいと思いますので、いいですか。

議長 今、寺門委員長から話がありましたとおり、一度、教育厚生常任委員会を開催していただきたいと思います。直ちに教育厚生常任委員会を行いますので、第2委員会室にご参集ください。

暫時休憩いたします。再開を13時15分といたします。

休憩（午後1時02分）

再開（午後1時16分）

議長 再開いたします。

寺門厚議員 皆さん、大変お待たせいたしました。

教育厚生常任委員会を開催いたしまして、先ほどの県への意見書につきましては、結論から申し上げますと、取下げをいたします。理由につきましては、ちょっと半年間という短い期間で性急に調査をしてまいりましたけれども、議論がまだ足りていないという部分がございます、なおかつ今回、性急に上げる必要がないのではないかと皆さんのご意見もありまして、次の教育厚生常任委員会の中に申し送りをして、このテーマを深掘りをしていただけたらなということでございます。

以上です。

議長 ただいま委員長報告があったとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長 発議の案件につきましても、追加議案と同様、質疑、討論の通告締切りは本日の5時となりますので、ご承知ください。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、小宅委員長より報告をお願いします。

小宅議員 原子力安全対策常任委員会では、前回の勉強会に引き続きまして、原子力について理解するため、再度、勉強会を実施することにいたしました。こちらも今回も、委員でない方も参加可能ということで、議長に許可をいただきました。講師は服部成雄様です。原発には批判的な立場の方だそうです。京都大学工学部を卒業後、日立製作所で約35年間、原発プラントの材料研究、開発、設計に携わった工学博士であります。現在、先生と1月中で日程調整しておりますので、日程が決まり次第、皆様にお知らせいたします。

今回も参加につきましてはラインワークスのアンケート機能で行いたいと思いますので、ご回答をお願いいたします。期日までに回答がない場合は、欠席ということでさせてい

たきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 委員長報告が終わりました。

委員長報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長 続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長 議会事務局、萩野谷から1点ご説明させていただきます。

お手元の資料もご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思います。

現在使用しております議会の映像音響システム、こちらにつきましては老朽化が進んでおりまして、度々不具合が生じている状況にあります。維持管理費を確保しながら、その都度修繕を行ってまいりましたが、システムの保守を受託している事業者から、事業所の業務のほうを映像配信のみに集約するため、本年度をもって保守業務から撤退するという連絡を受けております。

この状況に伴いまして、保守業務を引き継いでいただける事業所を探してまいりましたが、システムには複数機器が導入されており、連携が複雑でかつ拡張性に劣ること、また、老朽化が進んでおりますので、今後故障した場合、部品の調達が困難となっております。修理できなくなるなどの理由から、新たな事業者が見つかっておりません。

議会事務局といたしましては、大規模な改修、整備を行う時期と捉えまして、映像音響配信機器や運用システムを更新するとともに、傍聴用設備の整備、さらには会議録検索システムなどの導入など、連携性も含めて抜本的な入替えを行うことが最も望ましいのではないかと考えておまして、システムの更新、導入に係る費用を令和8年度の当初予算に盛り込んでおります。

今後のスケジュールになりますけれども、資料の次のページになります。

新年度予算可決後、5月中旬に入札、6月の第2回定例会の閉会后から8月の中旬にかけてシステムを導入しまして、その後、運用テストを開始、9月の第3回定例会から新しいシステムを稼働する予定としております。ということで、6月の定例会までは今のシステムで何とか運用していきたいというふうに考えております。

簡単ですが、説明は以上となります。

議長 意見ございますか。

小宅議員 すみません、大規模改修であればやってくれそうな業者というのは目途があるのでしょうか。

次長 そのとおりでございます。見積りのほうも徴収しておりますので、その会社になるかどうかは別ですけれども、予算を計上してございます。

小宅議員 大規模改修するのであれば、今現状、一般質問の中継のときに、ほかの議員が映り込んでいるので、あれ何とか映らないようにしていあげられたらいいかなと、参考までに。

以上です。

議長 この件につきましては以上といたします。

次長補佐 すみません、あと2件あるんですけども、1件がマイクロソフト365の件ですけども、希望者募りましたらいませんでしたので、更新のほうは見送りたいと思います。ただ、タブレットを今度更新するときに、使い勝手がいい機種の方も含めて改めて検討のほうをしたいと思います。

続きまして、1月の全員協議会なんですけれども、1月27日火曜日午前10時からを予定しております。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 この件については以上といたします。

あと、皆様にご連絡いたします。

一般質問の件なんですけれども、先ほど寺門厚議員からもありましたけれども、資料については、出先が分かるものとか、それをしっかりとさせていただきたいと思います。また、通告内容に従って質問していただきますようお願いしたいと思います。

また、最近、議員の方の話し声が結構傍聴のほうに目立っておりますので、一般質問の際は、そこは私が傍聴の方にも注意しておりますので、その辺は議員の皆さんにもしっかりとお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡邊議員 すみません、今、一般質問の件が出たのでちょっとお聞きしたいんですけども、私たち、新人議員の中で最初にお話を聞いたとき、一般質問は委員会の調査事項に関わるものはやっちゃ駄目だよという話を聞いていたんです。最近の一般質問を聞いている中で、質問のタイトルは違うんですけども、中身が調査事項に触れているようなものがあつたのかなという気がするんですが、それについてというのはありませんかというのを確認したいんですけども。

議長 それはですね。やっぱりあくまでも委員会の所管事項ですから、その辺はしっかりと、もう前からルール決まっておりますので、それは節度を持って対応していただきたいと思っております。

渡邊議員 分かりました。

当然、質問事項はまず全然違う。中身ですってって、その委員会の中で討議している内容、例えば調査事項の項目と合致していなくても、その調査の中でいろいろと協議しているとか議論している内容にまで触れるのもおかしいということなんですか。分かりますか、意味が。ちょっと難しいですか。例えば総務生活だったら、移住定住に触れていますよ。例えば公共施設がいいか、公共施設をやっています、マネジメントやって

います。そのマネジメントの中で具体的にどここの学校はどうしたらいいのかとか、小学校をどうするかという議論があったとなったときに、私、総務生活にいますけれども、私が違うものの中の質問の中で、学校の再編に触れるとかというのは駄目だということでもいいんですかね。

議長 それは皆さんの統一見解で、しっかりとその所管事項になっていますので、そこはやっぱり守っていただきたいというのは今までの従来どおりであります。

渡邊議員 従来はそういう方針であるのは分かりました。

花島議員 その境目がね、どうなのか僕は正直分からないんですよ。例えば私、原子力安全対策常任委員会にいますけど、じゃ原子力のことを一般質問で全部やっちゃいけないのかといたら、ちょっと困るんです。だから、調査事項って、原子力、漠然と書いてあるじゃないですか。僕はもともと技術者、研究者だったから、多分、原子力安全対策常任委員会にぽんと投げ出しても、みんな困っちゃうような質問がたくさんあるわけですよ、意見とかね。それをもう原子力安全対策常任委員会所管事項だからと言われてやられたら困るんですよ。

だから、程度問題だと思うんですよ。

小宅議員 すみません、私の認識としては、そのテーマに触れたとしても、質問でなければいいのかなという認識でございました。例えばこれはこうだと私は思いますので終わらせておけば、執行部に対して質問じゃなければ触れてもいいのかなという私の認識です、あくまで。

遠藤議員 私の認識をお話ししますと、これそもそも議会運営のルールの中で、何で所管委員会の調査事項を一般質問しちゃいけないんだとなったときに、もうちょっと最初の頃の議論では、今それやっているから、それに対して聞いて、担当の部長とか課長が答弁するのは、今ちょうどそれやっているところだから、先んじて答弁をしなきゃいけない、作らなきゃいけないからということで、それは委員会の中でやりましょうということになって決まったという経緯を覚えています。なので、担当所管の課長とか部長の答弁の妨げになることが理由だったというふうに、僕の認識では覚えているんです。

ちなみに僕の今回の質問なんかだと、所管の課長とか部長の答弁を求めてはいないですね。別の、その切り口が別なんで。だから、そういった意味では、産業建設常任委員会の産業部長とか、あとその課長の答弁を妨げてはいないという認識で、僕はやったつもりです。

大和田議員 議運としてみれば、通告書を見て、通告書の内容で調査事項に合致しているかしていないかはやっぱりチェックはしています。ただ、本会議において、議会運営から云々かんぬんというよりは、どちらかというと議長の権限として、その発言はどうかということになるので、議会運営というより、その場の発言は議長かなというのは、議運としてはそういう見解です。

議長 議事進行に関しては議長の判断ということになりますので、その辺はやっぱり議長の判断になると思います。

遠藤議員 ただそうすると、それまで執行部と打合せしていますよね。打合せをして、担当の部と課と打合せして、もう答弁書も作れているから、それを準備している中で、当日、議長が、それは違うと止められても、やっぱり執行部含めてもう準備しているから、なかなかそれは難しいのかなと。

議長 その辺というのはやっぱり判断でさせていただくので、議長がどういうふうに思っているかという部分でありますから。だから、その辺、何ていうのかな、遠藤議員が言っている思いは分かります、やっぱり。皆さんも意味は分かっているんですけども、ただ、最近そういうことが結構目立つ部分があるからという部分で渡邊議員が言われていると思うんです。グレーのところ。だから、その辺はしっかりと、議員としてもやっぱりモラルを持っていただいて対応していただきたいと思っております。

事務局長 すみません、ちょっと私のほうもはっきりは覚えていないんですけども、一般質問の件です。調査事項についてやらないという部分については、平成22年2月6日、全員協議会の中で決定しています。その前としましては、自分が所属する委員会の所管事務については一般質問をやらないという申し合わせだったと思います。そちらのほうは、やはり自分の所管する委員会の事項というのが、その平成22年を過ぎますと、今度、委員会が3つになりまして、委員会の所管事務が増えたんですね。そうなることでできない部分が増えるということがあって、所管事務調査、こちらのほうのやっているものについて、そちらのほうの一般質問をやらないという皆さんの申し合わせになったかと思えます。

そういった理由と、あと遠藤議員がおっしゃった部長、課長の答弁の部分もありますし、あと委員会運営ですね。委員長、副委員長、その委員会のほうで様々な調査を行った際に、向かうべき方向とかそういったものの件に関しても、委員長、副委員長のほうの意向というのものもあるかと思えます。それなので、一般質問をやっている方と委員長、副委員長とずれが生じるということも考えられるのかなとは思えます。

そういったこともあって、一般質問で、議会運営委員会の中で、ちょっとこれ調査事項に係るんじゃないかなというようなときには、委員長がその調整に入っていて、確認していただいたりということも行っているところかと思えます。

以上です。

渡邊議員 何となく分かりました。あやふやな部分は十分あるかと思うんですけども、となれば最終的に、例えば自分の質問、答弁のやり取りができたというときに、本来だったら、そこの担当部署の委員長に相談をして、これが調査事項に合致するかしらないか、もしくはあまりにも触れ過ぎているか触れ過ぎていないかという判断をもらった上でやっていくというのは一番安全な方法なんですかね。安全という言い方は変かもしれないで

すけれども。

議長 その辺は、事務局からの話がありましたので、その辺もよろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

遅くまでお疲れさまでした。

閉会（午後1時33分）

令和8年2月25日

那珂市議会 議長 木野 広宣